

予算特別委員会会議録（３）（令和６年１定）			
日 時	令和６年 ３月 ８日（金）	開 議	午後 １時００分
		散 会	午後 ４時１０分
場 所	第 ２ 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	中村（吉宏）委員長、横尾副委員長、松井・平戸・橋本・中鉢・ 下兼・小池・中村（誠吾）各委員		
説 明 員	総務・財政・教育各部長、会計管理者 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 <			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松井委員、小池委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。白川委員が橋本委員に、酒井委員が松井委員に、白濱委員が平戸委員に、面野委員が下兼委員に、高橋委員が中村誠吾委員に、中村岩雄委員が小池委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総務常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、公明党、立憲・市民連合、自民党、共産党、みらいの順といたします。

公明党。

○橋本委員

◎移住政策に関して

移住政策に関しまして質問させていただきます。

迫市長の所信でも、人口の社会減を抑制し、将来に備える取組として、第2期小樽市総合戦略にもあります「子育て」、「しごと」、「移住」の対策を柱に人口減少問題に立ち向かっていくというふうにありました。また、人口減少が招く危機に市全体で立ち向かう必要性の共有の認識を強くしたというふうにもありました。

来年度には、小・中学校への冷暖房の設置や小樽公園の再整備など大きな施策、つまり、とても明るい話題、また、それをしっかりアピールできる、伝えるということができれば、この「しごと」、「移住」につなげていけるのではないかとこのように考えております。

そこで、幾つか移住政策に関しまして質問させていただきます。

最初に、一般社団法人北海道移住交流促進協議会が運営していますウェブサイト「北海道で暮らそう!」は、小樽市も検索することができます。

このウェブサイトはどのようなものなのか。また、どのような情報を得ることができるのか御説明ください。

○（総務）企画政策室松尾主幹

まず、「北海道で暮らそう!」のホームページは、本市も会員となっている道内市町村や企業団体で構成する一般社団法人北海道移住促進協議会が、北海道暮らしの情報発信やプロモーション活動の一つとして運営しているものであります。

主な内容といたしましては、北海道の紹介、生活体験や、「ちょっと暮らし」など、会員市町村が行っているイベントの紹介、就職支援や仕事探し、道内市町村の紹介となっております。

このホームページから得られる本市の情報につきましては、会員市町村の一つとして、本市の特色などの基本的な概要、メールでの移住相談の受付機能を有しております。

○橋本委員

促進協議会は会員制になっておりますが、現在の会員数をお示してください。

○（総務）企画政策室松尾主幹

北海道移住交流促進協議会の会員数につきましては、現在153市町村と139の企業・団体が会員となっております。

○橋本委員

このサイトでは、本市への検索数などの情報を得ることができますでしょうか。また、得られた情報の内容と検索数などが分かるようでしたら、お聞かせください。

また、促進協議会以外に何か登録しているような外部のサイトなど、また、参加している催しなどがあれば併せてお示しください。

○(総務)企画政策室松尾主幹

まず、北海道移住交流促進協議会から、本市の紹介ページへのアクセス数など詳細な情報提供がないため、把握しておりません。

次に、外部での取組や参加している催しにつきましては、まず、東京都で開催している移住フェアにつきまして、この北海道移住交流促進協議会が主催する年2回の東京都での移住フェアのうち1回と、さっぽろ連携中枢都市圏が主催する年1回の移住フェアにこれまで参加しております。

○橋本委員

検索数などの情報が得られないということですが、こちらに関しては、会員制になっていますので会費などが発生していると思うのですが、会費が発生しても情報が得られないというのは少しもったいないかというふうに感じます。そこにかかる費用などがもし言えるようでしたらお聞かせいただけますでしょうか。

○(総務)企画政策室松尾主幹

この年会費につきましては、ホームページの運営だけではなく、北海道移住交流促進協議会が実施しておりますその他の事業の部分も含めまして、支払っているものでございます。

アクセス数については、来年度以降に向けて、きちんと本市の分のページのアクセス数が分かるように先ほど要望したところでございます。

その他の事業につきましては、移住・定住フォーラムなどの職員の勉強会ですとか、オンライン移住ツアーの発信力向上の研修会ですとか、その他、様々なSNSでの情報発信もこちらの団体で行っております。そういったものも本市でのイベント実施の際に活用しておりますので、5万円の費用対効果の中では十分あるのかというふうに認識しております。

○橋本委員

5万円がかかり、費用対効果はあると認識していることが分かりました。

この促進協議会に関しては、先ほど言っていました、北海道の179市町村の中で153市町村と、ほとんどの市町村が登録していて、大体85%が会員になっているということです。その中で小樽市がどのようにそこから頭を抜き出するのかというのも、また一つ取り組むべきところかというふうにも感じました。

続いて、移住者ミーティング、そして、ワーキングホリデーについて質問いたします。

移住者ミーティング、ワーキングホリデーとは、それぞれどのようなものか説明してください。

また、募集方法などもお示しください。これまで何回開催されたか、また、開催年数と参加した人数が分かればお示しください。

○(総務)企画政策室松尾主幹

まず、移住者ミーティングにつきましては、既に小樽市に移住した方同士のコミュニティー形成のきっかけづくりと移住者の声を聞くことで、今後の移住施策のヒントを得ることを目的に開催しております。

これまで、平成28年度から平成30年度までは、移住者懇談会として開催し3年間で28人の参加となっております。令和元年度から令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止し、令和4年度から現在の目的で実施し、参加募集数10名に対し、令和4年度が9名、令和5年度が10名の参加となっております。

募集方法につきましては、移住者へのダイレクトメール、ホームページの「笑になるおたる」、FMノースウェーブでのCMや、開催場所でのチラシ配布を行っております。

ワーキングホリデー事業につきましては、観光業を中心とした市内の労働力不足の解消と、東京圏の若者世代をターゲットに、本市で滞在して働きながら地域の暮らしを体験してもらい、関係人口の創出と将来的な移住・定住

を図ることを目的に、新規の事業としてワーキングホリデー事業を実施するものであります。

募集方法につきましては、今後、検討してまいりたいと考えております。

○橋本委員

移住者ミーティングは、形を変えて、コロナ禍を挟んでいますので4回開催されました。大体10人の募集に定員数を埋める形で開催されているのは分かりました。例えば、もっと定員数を増やすと、もう少し来るような可能性もまだあるのかと思うのですが、まずは人数を教えてくださいありがとうございます。

この移住者ミーティングなのですが、今年6年1月20日に行われて、そちらがホームページで写真つきで見ることができるのですが、今後の移住者促進に向けての参考にいたしますという移住者からのお声を参考にするという文言がありまして、移住者ミーティングでは、今回も含めてこれまでどのような声を聞くことができたのか、また、参考にして何か具体的な取組があったのか、具体例があればお示しください。

○（総務）企画政策室松尾主幹

移住者ミーティングでは、小樽市のよいところ、好きなところ、悪いところ、移住してみて苦労したところ、小樽市へ移住してもらうには、今後どういった取組が必要かということをテーマに懇談をしていただきました。

それぞれの移住体験から、地域コミュニティへの参加の仕方、高齢者世代と若者世代のギャップ、そして、今年は特に冬期間に開催したものですから、除雪の苦労、市内の移住者、ほかの移住者のイメージとして、起業する移住者が多いイメージがあるので若者の働く場を確保したらどうかですとか、山坂を生かしたスポーツの振興を図ってはどうかなどの意見が寄せられておりました。

○橋本委員

移住者ミーティングという形で、恐らくすごく忌憚なく、いろいろな意見が聞けたのではないかと思います。今年の様子を写真で見ますと、市長を囲むような形でお話しされていた様子も分かります。そういった生の声を聞いていくというのはすごく大事なことですし、移住者の方たちも、一市民というか、これから小樽市を支える方たちなので、その方たちの意見というのは、住んでいる者にはないイメージというのをつかめて、すごくいい取組だと思います。

次に、小樽市の移住サイトに関して質問いたします。

移住情報サイト「笑になるおたる」には、移住の検討に必要と思われる情報を確認することができるのですけれども、昨年1年間で、「笑になるおたる」を見た方からの問合せは何件あったのでしょうか。

また、昨年1年間の検索数など推移が分かればお示しください。また、このサイトの更新頻度はどのくらいでしょうか。

○（総務）企画政策室松尾主幹

まず、移住相談などの本市への問合せの際に、何を見て電話相談に来られましたかとか、移住ポータルサイトを御覧になりましたかという確認は取っておりませんでしたので、ホームページ経由の問合せ件数については把握しておりません。

次に、昨年1年間のホームページの閲覧数につきましては、約2万1,600回となっております。

次に、更新頻度につきましては、移住に関する情報発信は月に1回以上を目標に更新しております。しかしながら、移住に関連する情報だけでは、日々の小樽市を情報発信、PRが足りないことから、小樽市Instagram「小樽暮らし」をトップページに組み込み、ホームページ内に動きをつけているところでございます。

○橋本委員

Instagramがトップページの一番下にあってすぐ見ることができることは、私も確認はしていますが、Instagramの様子だけが小樽市の様子をPRする材料になっているというのも事実と確認ができます。

この更新頻度なのですから、私も全部、確認してみたのですけれども、大体月1回から2回、新しい施策、

新しい事業などの紹介といったことが紹介されております。それは、移住を希望する人には有効な情報源にはもちろんなるのですが、PRという観点でいくと少し寂しいかというのが印象としてあります。

次に、この「笑になるおたる」での移住者体験談は、起業された4人の方が載っているのですが、私が確認した1年ぐらい、4人から増えていない。これには何か理由があるのでしょうか。

また、トップ画面の画像が、1年中、冬の凍りついた運河の画像ですけれども、これも市のホームページのトップのサムネイルも同様の写真が出ています。これには何か意図がありますでしょうか。

○（総務）企画政策室松尾主幹

移住体験談が4名から増えていないことにつきましては、体験談を掲載しても構わないと同意してくださる方がなかなか見つからないことから更新が進んでおりません。しかし、今年度中には3件程度追加をする予定であります。

また、これまでの移住体験ツアーで行った先輩移住者の経験談と移住希望者との質疑の内容をQ&A形式にまとめたページを作成しておりますので、移住体験談、移住に伴う経験談のQ&Aについては、そちらを参考にさせていただければと考えております。

次に、トップページの冬の運河の画像につきましては、道外の方を中心とした雪への憧れや、移住してきた方が一番ギャップを抱くのが冬の小樽市の生活という御意見をよくいただくことから、冬の小樽市で象徴的な小樽運河での小樽雪あかりの路の風景をトップ画像としております。

○橋本委員

今年度中に3件を上げるというのは間違いないですか。

○（総務）企画政策室松尾主幹

今年度の移住体験ツアーに先輩移住者として参加していただいた3名の方の経験談については、今年度中に上げたいというふうに考えております。

○橋本委員

この雪の運河の写真が雪へのギャップがないようにというような計らいなのかもしれませんが、1年中、雪の運河の写真というと、逆にそれがハードルになったりしていないかと私は思ったのですが、ほかにも小樽市には美しい景色があって、それをインスタグラムにリンクさせることで紹介しているということですが、小樽市のホームページには、雪の運河の画像が出てしまいますので、何か少し変更があればと思います。

「笑になるおたる」には、イメージ動画やYouTube、先ほども聞きましたがInstagramなど、SNSなども見ることができるのですが、YouTubeの登録者数と視聴回数、そして、小樽市公認のInstagram「小樽暮らし」のフォロワー数をお示ください。

○（総務）企画政策室松尾主幹

YouTubeチャンネルの登録者数については40件、視聴回数については1,803回となっております。Instagram「小樽暮らし」のフォロワー数については約1万2,000人となっております。

○橋本委員

Instagramが1万2,000人ということです。このYouTubeの40人の登録というのは、移住のミーティングの様子動画なので、登録者数が少ないのはしょうがないかと思うのですが、再生回数もあまり多くないのかと、1本につき大体100回という印象かと思えます。

Instagram 1万2,000人と同様、エックス、旧ツイッターも約1万2,000人おまして、フェイスブックに関しても6,700人のフォロワー数が確認できております。このInstagramの約1万2,000人というのは、北海道の市町村の自治体公式Instagramの中では、小樽市は断トツに1位なのです。この1万人越えをしているところは、市町村でも本当はない。札幌市と函館市は、公式のInstagramはやっていないのですが、やっている中で

は、断トツの1位というのを確認しております。

私の友人に関東から小樽市に移住してきた御夫婦がいて、現在、函館市に家を建てて住んでいます。御主人の仕事は札幌市内なのですけれども、移住を検討する際に、札幌市にまで二、三十分なのに安い、すごいというふうに思ったそうなのです。その安いというのは多分、土地といったことだと思うのですが、そこで興味を持ったということでした。お二人はアウトドアが趣味で、通勤にもアウトドアフィールドにも近い、高速道路、JRも便利で渋滞もない、こんなことで小樽市に住むと決めました。理想的な移住者だというふうに思いました。

ただ、友人が前に言っていたのが、小樽市はどんな人に住んでもらいたいと聞かれたのです。そして、もっと「歓迎感」があるといいよねというふうにおっしゃっていました。この「歓迎感」というのはどういうことなのかと、私も言われてからずっと考えていたのですが、「歓迎感」をどこかでアピールする必要があると思ったのです。

そこで質問ですけれども、「笑になるおたる」で起業された方が紹介されていると、先ほど、顔を出して、声を出してという方がなかなかいないというふうに伺ったのですけれども、例えば、私の友人のようにアウトドア、また、ほかの事情で移住してきた方の特化した内容を紹介するというような、幅を持たせる、幅を広げるようなことも必要かと思いますが、この辺はいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室松尾主幹

起業された方以外の移住体験談を掲載することは、本市の移住促進に向けた情報発信の充実につながるものと考えておりますので、そういった移住体験談を掲載していただける移住者の確保に努めていきたいと思っております。

○橋本委員

私の友人も小樽市が大好きだと言ってくださったので、ぜひそういった方の声も聞けるといいかと思いました。

本日、いろいろと質問いたしました。質問の意図は、小樽市のフォロワー数だけを見ても認知度が高いと思います。また、移住者の認知度と希望者のニーズというもののギャップが、もしかしたらあるかもしれないというふうに思ったのです。平たく言うと、有名だから興味はあるけれども、観光地に移住したいわけではないみたいな、少しきつい言い方ですけれども、そういった感じかと思いました。

また、移住者から得た生の声、リアルな声は、生活者としての声を発信されていない、できていないというふうに思い、様々な質問をさせていただいて、前向きな御答弁もいただきました。大変ネームバリューがある小樽市ですので、まず使えるもの、SNSを利用した移住希望者へのアピール、アプローチというのは、柔軟な考え方をすれば、まだ伸び代があるのではないかとこのように思います。

移住者の潜在的なニーズを掘り起こす必要もありますし、この「歓迎感」というのは、アピールの仕方一つではないかと思うのです。来年度も引き続き、「笑になるおたる」などで情報発信に関わる予算も計上されておりますので、今、今年度と違う変更点があるものがあればお聞かせください。

○（総務）企画政策室松尾主幹

来年度につきましては、まず、本市で行っております医療費の無償化、保育料の無償化といったこれまでの子育て支援策をパッケージ化して、ランディングページを「笑になるおたる」の中に作成し、子育て支援策の情報発信を充実することを目的に、ホームページの改修費の予算を計上させていただいております。

○橋本委員

子育て支援というのは大事な要素ですので、ぜひ目立った感じでやっていただくと、すごく効果もあるのかというふうには思いますが、そういった情報だけではなくて、イメージといったことも変更して、目を引くようなつくりも、もっとしていかないといけないと思っております。

それで、これは提案なのですけれども、インスタグラムでは、ストーリーズという機能を使って、アンケートを取ったり、質問を募集したり、逆に質問したりというような情報収集をする機能があって、双方向のやり取りも可

能です。そういった方法で、小樽ファンであるフォロワーに、例えば、市外の人なのか、市内の人なのか、また、年齢や性別など大まかな把握をして、小樽ファンのニーズを得ることができるのではないかと思います。このような機能を使うことが現段階では可能かどうか、お答えください。

○（総務）広報広聴課長

インスタグラムのストーリーズの機能として、アンケートやメッセージなどで閲覧者と双方向の使い方ができるということは承知しておりますけれども、移住政策にどのように生かすことができるかどうかについては、総務部企画政策室とも連携を図りながら研究する必要があると考えております。

○橋本委員

このフォロワーの小樽ファンの方たちに、こちらからいろいろ仕掛けて盛り上がるというのが、インスタグラムではよく見られる手法なのですが、例えば、「#小樽の景色（運河以外）」みたいなハッシュタグをつけてもらって、全国の人が小樽市にいらなくてもいいのです。小樽のファンに画像を上げてもらって、いいねの数が一番多い方に何かプレゼントするみたいな仕掛けも、このSNSでは割と自在にできるので、ぜひそういった、少し面白い仕掛けなども、庁舎内の若い方とか、インスタグラムに詳しい方などの声を拾いながら、やっていただけるといいと思います。

また、これから水族館ですとか博物館、小樽公園が新しくなりますので、そういったことを紹介するリンクを貼るのもいいのですが、そういうこともどんどんやっていただけたら、もっとリアルなお知らせができるかと思います。

小樽市のお知らせにライブ感を持って、観光地ではない、住んだときのイメージというものをもっと持ってもらう必要があるかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

また、現在トップ画像の季節感のないものではなくて、すばらしい賞をもらったイメージがありますので、そのショートバージョンが立ち上がると同時に動画が流れるような仕組みというものはできないでしょうか。

○（総務）企画政策室松尾主幹

まず、住んだときのイメージを持てるようにというような情報発信の仕方ということですが、これまで令和2年から5年までオンラインで移住体験ツアーを開催してまいりました。掲載、広報に、まだ工夫は必要という思いはありますが、その内容をユーチューブで公開し、実際に小樽市に住んでいたときのイメージが湧くように情報発信をしております。

次に、トップ画像下に小樽市のイメージ動画を掲載しておりますので、スマートフォンでの閲覧なども考えまして、現状のまま自動的に流れるという形ではなく、再生ボタンを押していただいて再生をするような形で公開していきたいと考えております。

○橋本委員

最後に一言だけ言わせていただきます。迫市長も、市全体で立ち向かう必要性の共有も必要だというふうにもおっしゃっていただきましたので、一定数いるであろう市民フォロワーにも関わってもらうということもすごく効果的かと、そういった一助になるのではないかと思います。ぜひ頑張ってください、よいものにしていきたいと私も思っております。

○横尾委員

◎避難所運営について

私からは、避難所の運営についてお伺いしたいと思います。

代表質問で、避難所の地域住民が開設する場合について質問させていただきました。地域住民が直接開設することを考えていない、町内会館は一時的な避難場所として開設する場合にあり得るという答弁だったのですが、

避難所運営マニュアルの3ページ、4ページには、地域住民の役割分担として避難所の開設、施設管理者等が不在かつ緊急の場合、自ら開設する場合もあり得ると書いておりますけれども、一見つじつまが合わないと思われるのですが、どういうことか説明願います。

○(総務) 災害対策室安藤主幹

委員の御指摘の避難所運営マニュアルの記載内容と代表質問での答弁内容の整合性についてですが、同マニュアルは令和3年9月に作成したものであり、その後、令和5年に土砂災害発生時の避難対応などを行うことになったため、この記載と実務的な災害対応の整合が取れていないというふうに認識しております。

市長が答弁いたしましたとおり、休日、夜間における学校等の避難所開設は原則、市職員であります。開設できない場合は消防団にお願いすること。町内会館等を一時避難場所として開設する場合は、市の要請で会館の担当者が開設することとしておりますので、今後この考え方と整合が取れるよう、現行の避難所運営マニュアルの記載内容の変更は検討したいというふうに考えております。

○横尾委員

町内会館の一時的な避難場所という部分と、今回避難所の運営マニュアルですけれども、この避難場所と避難所が混在している表記になっておりますけれども、この辺はどうなのでしょう。

○(総務) 災害対策室安藤主幹

避難所の運営には、人的・物的な資源を多く使うということで、まず、軽易な災害、地域を限定した土砂災害等については、町内会の会館等を活用したいというふうに考えております。

○(総務) 災害対策室長

避難所と避難場所の違いについてですけれども、避難所は、災害が起こって実際に家に帰れない方、一定程度の生活を余儀なくされる方については、避難所に入っていただく形になると思います。

避難場所というのは、一時的な災害があって一時的に逃げる。屋外もあるのですけれども、豪雨による土砂災害があった場合は、やはり、屋内に避難しなければならないということで、町内会館を使うという形の整理をして町内会にも説明した上で、その辺の理解を得たところであります。

○横尾委員

少し分かりづらい部分があったりするので、そういう市民の目線の部分も含めて、修正するときには考えていただきたいと思います。

そのほかにも、学校等の施設へのこれまでの説明について十分ではなかったとの答弁がございましたが、実際、説明が十分ではなかったとはどのような状況だったのか、確認させてください。

○(総務) 災害対策室安藤主幹

学校等の施設管理者への避難所開設の周知につきまして、新年度に校長会などの場を通じて、災害の規模と避難所開設の考え方であるとか、市職員の避難所運営の体制、運営に当たっての学校職員の協力体制などについて説明を行って、皆様からも御意見を伺いながら、その内容を浸透できるように周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○横尾委員

新年度にそういった説明を行うとのことでしたけれども、校長会を通じてということではありましたけれども、大体2年に1回ごとぐらいに校長は異動となりますし、コミュニティ・スクールが全国設置されることとなりますが、地域と連携して防災対策を行うということも考えれば、やはり、学校の施設に応じた説明が必要ではないかというふうに思うのです。

そういったことも含めて、替わるときにきちんと計画の説明をしていただきたいと思うのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○(総務)災害対策室安藤主幹

委員の御指摘のとおり、人は入れ替わりますので、その都度、丁寧な説明を行っていきたいというふうに考えております。

○横尾委員

大事な避難所でもありますし、運営マニュアルもありますし、では、実際に動く人がどうなのかというところがありますので、丁寧な説明と、恐らく施設の管理者の方はそれを説明しなくてはならないと思いますので、その辺もきちんと疑義がないように計画的にしっかり説明をお願いしたいと思います。

そのほかにも、避難所のTKBWということで、トイレ、キッチン、ベッド、そして暖房の話もさせていただきました。そこでは新たな取組についてお知らせいただきましたけれども、気になるのは、やはりトイレの部分です。

防災計画では、トイレについてどのように計画されているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○(総務)災害対策室北出主幹

本市の現状のトイレの考え方につきましては、まずは避難所になっている施設の洋式トイレに備蓄の収納袋をかぶせて使用、または、備蓄の段ボール製の簡易トイレを使用することとしております。あわせて、仮設トイレを有する民間事業者に設置を要請し、到着次第、順次使用することと設定しております。

○横尾委員

こういったトイレの説明をしていただきましたけれども、そもそも小樽市の災害時には、必要なトイレの個数の基準みたいなものはございますか。

○(総務)災害対策室北出主幹

現状、大規模災害時には仮設トイレがすぐ設置できないことが予想されるので、市としましても具体的な数量を算定したトイレの備蓄計画の作成に至っていないため、現状、備蓄数では不足するものと考えております。

○横尾委員

もう一つ、先ほどのお話の中でも、避難所のトイレや仮設のトイレ、あと簡易トイレ、備蓄のトイレとか災害用トイレとあるのですけれども、これはどういったものか。災害用のトイレ、備蓄しているトイレというのは、かぶせるものとか、便器とかで違いがあると思うのですけれども、その辺の説明をしていただくことはできますか。

○(総務)災害対策室北出主幹

まず、備蓄の配備袋、収納袋につきましては、既存の施設の洋式トイレが使えるものにつきましては、そういうものをかぶせていくような形で、1回使ったら凝固剤を入れまして、ごみになるというような形のものです。

また、備蓄の段ボール製の簡易トイレにつきましては、組立て式になっておりまして、組み立てて洋式のような形になりまして、そちらに袋をかぶせて使用していただくような形のものになっております。

○横尾委員

トイレの基準とかを考えると、男性用とか女性用というふうにして、例えば、女性は多めに用意しなければならないとか、避難している人の人数によっては考えなければならないという考え方は必要になるとお考えかどうか、お聞かせください。

○(総務)災害対策室北出主幹

国のガイドラインが、平成28年、令和4年改訂になっておりまして、その中でもうたわれていますので、そういう形で必要になると考えているところであります。

○横尾委員

避難所で、学校のトイレとか便器の数からいうと、避難する人数によっては、もしかしたら少なくなるかもしれない。そんなときに、簡易トイレで組立て式のものも使ったりするのかなと思うのです。段ボールベッドもそうだったのですけれども、そういった場合に、恐らく置く場所、湿気に弱いというものもあって、備蓄の数が不足すると

というようなことも見込まれると思うのです。

ちなみに、この段ボールベッドとか段ボール間仕切りなど、段ボール製品を扱っている事業所と協定を結んでいらっしゃると思うのですけれども、この簡易トイレも段ボール製品かと思うのですが、こういったものを扱っているかどうかという確認はされたりしていますか。

○(総務) 災害対策室北出主幹

今、段ボール製品を使っている会社2社と協定を結んでおりますけれども、組立て式のトイレを作っているかどうかにつきましての確認は現状しておりませんので、今後は協定を結んでいる業者と確認をしながら行ってきたいと思っております。

○横尾委員

トイレの話もさせていただきましたし、キッチンの話、食べ物の話、そして、ベッドの話もさせていただきましたけれども、やはり、避難生活環境をどう良好にしていくかという観点で、災害関連死をどう防ぐかということが大事になってきていますので、今ある制度、協定などを結んでいる中で、さらにその課題を解決するかという部分はしっかり手を打っていただきたいと思いますし、トイレは本当に必要になると思います。数も恐らく今あるトイレではなくて、違う場所に女性用を設けたりして進めなければならないともありますので、トイレの計画も、各市町村によってしっかり計画を立てることが進められておりますので、しっかり検討していただきたいと思います。最後に聞いて終わりたいと思います。

○(総務) 災害対策室長

横尾委員からお話がありましたとおり、TKBWというのは非常に大切に、災害が起こるたびに毎回、課題となっております。当然、我々も、備蓄の数というのは足りない部分がございます。不足の部分は、民間事業者との協定によって流通的にそこを補う形にしておりますけれども、そういう備蓄に加えて、やはり、いかに円滑に避難所を運営できるかという部分の訓練も必要ですので、そういう訓練も踏まえて総合的に対応については考えてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○下兼委員

◎パラスポーツについて

パラスポーツについて質問させていただきます。

東京2020パラリンピック競技会を機に、障害者スポーツへの関心が高まっております。これを一過性のものとして終わらせるのではなく、レガシーとして振興を継続し、障害の有無にかかわらず、スポーツを楽しめる様々な取組が今、展開をされております。

小樽市でもパラリンピック出場経験者を講師に招き、障害者スポーツになどについて学ぶ「あすチャレ！スクール」を昨年9月に桜町中学校で車いすバスケットボールをし、そして、今年1月には、朝里中学校でゴールボールがそれぞれ開かれ、生徒たちが実際に競技を体験するなど、楽しみながら挑戦する意義を学んだとのこと。

障害者スポーツは、障害者団体が取り組んでいるところもあり、福祉保険部で押さえている部分もあるとは思いますが、教育委員会で押さえているところについてお尋ねいたします。

まず、パラスポーツの普及についてです。

令和3年以降、市教委が把握している小樽市で開催されたパラスポーツの大会があれば、お聞かせください。

○(教育)生涯スポーツ課長

令和3年度以降、市教委で後援し、把握している大会につきましては、令和5年度の北海道障がい者冬季スポーツ大会の1件であります。

○下兼委員

それでは、これまでパラスポーツへの取組などはありましたでしょうか。あれば具体的にお聞かせください。

○(教育)生涯スポーツ課長

平成30年度に、ガチパラ！実行委員会と共催で、障害者スポーツ普及イベントとして「ガチパラ I N小樽」をいなきたコミュニティセンター体育室で開催しました。内容といたしましては、オリンピックを含むパラアスリート20名に参加いただき、車いすラグビーや車いすテニスの試合観戦やチャレンジマッチのほか、ボッチャ、つえを利用するアンプティサッカー、シットイングバレー、ブラインドサッカーの体験教室を行いました。

○下兼委員

パラスポーツ選手の方から、パラ競技の指導者が少ないとお聞きしております。競技してみたいと思っている障害者の方もいるかと思うのですが、やはり、指導者がいなければ、そうもいきません。パラスポーツの裾野を広げるためにも指導者を育成するなどのお考えはありますか、お聞かせください。

○(教育)生涯スポーツ課長

現在、市教委として主立った動きをしておりませんが、関係部署と連携し、一緒に今後、取り組んでいこうと考えております。

○下兼委員

それでは、これからパラスポーツ選手の育成、長期計画などのお考えはありますか、お聞かせください。

○(教育)生涯スポーツ課長

市教委には現在、パラスポーツ選手の育成、長期計画はありませんが、他都市の状況を調べながら、関係部署と連携し、今後、考えていきたいというふうに考えております。

○下兼委員

選手の育成についてもよろしくお願いいたします。

それでは、市教委として、パラスポーツの練習ができる場所はどこがございますでしょうか、お聞かせください。

○(教育)生涯スポーツ課長

健常の方と同じように、市教委で管理しております全ての体育施設を使うことができます。しかしながら、バリアフリーになっていないため使いづらさはあるかと思われます。

○下兼委員

健常者と一緒に交流もできる場所があるとよいかと思います。

先ほど、パラスポーツの大会が小樽市で開催されるという話をお聞きしました。まさしく、あさって3月10日、朝里川温泉スキー場で、第43回北海道障がい者冬季スキー大会が行われます。過去にも第1回、そして第9回と小樽市で開催された経緯もございます。小樽市からも、アルペン競技で出場する選手がいるとお聞きしています。教育委員会も後援をされております。

今回の大会では、教育委員会としてどのような後援をされるのでしょうか、お聞かせください。

○(教育)生涯スポーツ課長

市としましては、福祉保険部で一部関わっているとお聞きしておりますが、教育委員会としては、名義後援を行ってまいります。

○下兼委員

それでは、ユニバーサルスポーツは御存じでしょうか。年齢、性別、障害の有無やスポーツの得意、不得意にかかわらず、その場にいる誰もが一緒に楽しめる。そして、既存のスポーツのルールや用具を修正したり変えたり、場合によっては新しくつくるなどの対応を行い実施をしているそうです。生涯スポーツの観点からも、こういった取組は大切だと思います。

現在ユニバーサルスポーツは行われていますか。さらに、ユニバーサルスポーツを普及するお考えはありますでしょうか、お聞かせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

年齢、性別、障害の有無にかかわらず、誰もが楽しめる新たなスポーツとして、フロアカーリングやテニボン、ラダーゲッター、フライングディスクなどを行っており、引き続きスポーツフェスティバルで競技の紹介をしたり、出前教室やスポーツ教室の事業を実施し、ユニバーサルスポーツのさらなる普及を図ってまいりたいと考えております。

○下兼委員

小さなお子様から高齢者の方々まで、みんなで取り組めるこういったスポーツをできればたくさん広げていただきたいと思っております。

さらに、今、新総合体育館の建設計画が進んでおります。たくさんの市民がいろいろなスポーツに親しめるような施策をお願いして、私の質問は終わります。

○中村（誠吾）委員

◎見積書、請求書等の押印の廃止等について

私が、令和5年第2回定例会の代表質問で、DXについて質問をさせていただいた際に、見積書、請求書等の押印の質問をさせていただいたのですが、市長はそのとき、現在DXの取組を進めているところであり、改めて見直しを検討してまいりたいと答弁をいただきました。令和6年度から、見積書、請求書等の押印を廃止、または省略するとのことですので、早速答えを出していただいたことには、まず感謝いたしたいと思います。

やはり、事業者のため、市民のためは当たり前ののですが、さらに職員の負担の低減というのは非常に大切な視点だと思います。私は以前から、可能な限り業務を見直して、職員の負担を軽減してほしいと言ってきました。それは、職員が年間にその業務に携わって、例えば1時間、2時間と減っていったら、全庁舎、全職員で、業務の負担が何百時間、何千時間減と思いますか。その積み重ねが大きな差となるということで、何回もお話をさせていただいているところです。

そこで最初の質問ですが、今回の見直しについては、押印廃止または省略については、道内の平均的な基準になったということでしょうか。

○（総務）次長

今回の見直しにおける請求書の押印省略につきましては、道内主要都市においては、それぞれ省略等の手続は様々でございますが、未実施の都市も見られることから、そういった意味では、平均的になったものと考えております。

また、今回見直しを行った、見積書を含めた工事等の契約管理関係書類につきましては、項目が多岐にわたることから単純な比較はできませんが、既に実施している都市と同程度になったものと考えております。

○中村（誠吾）委員

私もこの質問をつくっているときに、道内の平均的な基準になったと聞くのは、私も職員だったので、何ををもって平均というのかとか、それぞれの市が公表しているわけではないし、また、先ほど次長がおっしゃったとおり工事契約のこととか、いろいろ公表できないこともあるので、平均的な基準になったかというむちゃな質問だったの

ですけれども、まずはありがとうございます。

現時点で押印を求めている書類というのは、先ほどの工事契約の規定のほかにもどのようなものがありますか。

○(財政) 契約管財課長

押印を求めている書類についての御質問ですが、今回見直しを行った契約関係書類についてお答えいたします。

本市の裁量により見直しが可能なものについては、原則、押印を不要または省略することとしましたが、一部、押印省略等が適切ではないと判断した書類がございましたので一例を挙げますと、まず、契約書や入札書、委任状など契約上重要な書類であり、会社としての意思表示の担保が必要となる書類。続きまして、承諾書や協議簿など、後日の紛争防止のため、意見の申入れの証明、または双方が協議、承諾したことを証明する必要がある書類。続いて、債権譲渡関係書類や共同企業体関係書類などの重大な書類に該当する書類につきましては、押印を求めることとしたものでございます。

○中村(誠吾) 委員

国がこういうふうに行っているけれども、一概にできない、難しいということがよく分かりました。

小樽市が押印を求めている書類の中で、隣の札幌市とか、石狩市、そして、隣接している余市町で、押印を廃止、省略した書類はありますか。

○(財政) 契約管財課長

近隣市町との比較についての御質問ですが、今回の見直しに当たっては、他市の実施状況も参考にして、押印の要否を判断いたしました。札幌市や石狩市、余市町の契約関係書類等の取扱いについての詳細は把握してございません。

○中村(誠吾) 委員

他市もそういういろいろな実情の中で公表しているわけではないので、なかなか比べていくのが難しいということをお改めて理解したということをお伝えしておきます。

しかし、どうしても私は心配になってくるというか、日常の職員の皆さんの業務の中にも関わってくるものからお聞きするのですが、現実には、札幌市などでは押印が必要がないのに小樽市は必要となったとき、事業者の方は小樽市の窓口に来て疑問に思いませんか。そして、多くは、直接表現はなされないかもしれませんが、少し厳しい言い方だけでも、何で小樽市はと不満を持つのは当然だと思います。

そして、もし、なぜこの書類は押印が必要なのかと質問されてしまうと、私が小樽市の担当者なら、担当者として答えに窮するだろうと考えます。そして、私ならせいぜい、そういうルールなのですよと言うしかないです。結局は、市民や事業者の方も不満を持って、職員も苦しい説明を要しますし、先ほど言ったとおり、窓口対応に時間を要していくのです。

そこで、他市の状況をしっかり見ながら仕事を進めていただければと、いろいろな困難を抱えていることは分かります。ただ、私の考えとして、市民や事業者の皆さんも含めて、職員の負担も含めて、今このような意見をさせていただきました。

そして、私は、令和5年第2回定例会で市長に、法律もあるので半歩先に行けとは言いませんと言ったのですが、今日ここで言うのは少しぜいたくを言わせてもらいます。やはり、他市より半歩でも進んでほしいというのが正直な気持ちです。何回も言いますが、それはやはり、市民事業者の負担軽減のため、職員の負担軽減のためです。

次に、確認なのですが、押印廃止または省略の見直しというのは、一旦これで終了ということでしょうか。

○(総務) 次長

今後、事業者からのさらなる要望があった場合ですとか、市の業務改善を進めていく中で、必要に応じ、随時、見直しについては検討してまいりたいと考えております。

○中村(誠吾)委員

◎DXについて

次に、DXについてお聞きしたいと思います。

これも、市長が小樽市役所のDXの基本的方向として、時間や場所にかかわらず、必要な情報を受け取れ、手続等が行える市役所を目指し、手続のオンライン化やAIチャットボットの導入、オープンデータ等の情報提供の拡充など、市民目線に立ったサービスの向上に取り組むこととしていますと答弁をいただいたのです。

それで、この答弁について、具体的に令和5年度で取り組んだことをお知らせください。

○(総務)デジタル推進室今井主幹

令和5年度の主な取組につきましては、4月からマイナポータルで、子育て、介護、消防関係のオンラインでの手続を開始しております。また、10月にAIチャットボットを導入し、小樽市のホームページや公式LINEで利用いただけるようになりました。

また、オープンデータにつきましては、本市の統計書や「統計で見るわが街おたる」の一部をオープンデータ化し、公開いたしました。

○中村(誠吾)委員

着実に進めていただいているというふうに理解します。

それで、この令和5年度で取り組んできたことを受けて、さらに進めていかれると思うのですけれども、具体的に市長の答弁でもありましたとおり、令和6年度の予算で具体的に取り組む予定の事業などをお知らせください。

○(総務)デジタル推進室今井主幹

令和6年度の主な事業ですけれども、本市が保有する都市計画関連情報などをインターネット上で公開するGISを新たに導入いたしますほか、キャッシュレス決済を、小樽文学館、小樽美術館と総合体育館へ拡充いたします。また、ウェブフォームを使った手続のオンライン化についても進めてまいります。

○中村(誠吾)委員

今、聞きました都市計画のGIS、大きな計画の中でも進めていくし、利用される方、市民の皆さんも含めた利用料も含めて具体的な細かいところもやっていくのだということで、よろしくお願いします。一つずつやっていくしかないですから。

次に、私が代表質問で聞いたときに、市長はこれようにお答えいただいたのです。「自席に固定されず、紙に囲まれず、効率的で多様な働き方に対応している市役所を目指し、業務のペーパーレス化、RPAによる業務の自動化、ビッグデータを活用した」、今回いろいろな会派の皆さんも質問してくれている、「EBPMの推進など業務の効率化に取り組むこと」と答弁していただいたのです。

先ほどと同じパターンで、具体的に令和5年度で取り組んだことをお知らせください。

○(総務)デジタル推進室今井主幹

主な取組としては、昨年の第2回定例会から市長との答弁調整を原則ペーパーレスとしたほか、ペーパーレス会議システムを導入し、活用を始めたところです。

RPAにつきましては、軽自動車税申告書の入力作業など、新たに五つの業務に導入いたしました。また、携帯の位置情報や検索データを可視化できるビッグデータ活用システムを導入し、中心商店街周辺滞在量調査で活用しております。

○中村(誠吾)委員

私の最後の質問になるのですけれども、先ほどと同じパターンで申し訳ないのですが、同じく市長の答弁を受けて、令和5年度はお聞きしました。令和6年度の予算で具体的に取り組む予定などの事業があったらお知らせください。

○(総務) デジタル推進室今井主幹

令和6年度の主な事業ですが、今年度に導入しましたペーパーレス会議システムを活用した会議を拡充するほか、RPAによる業務の自動化について引き続き取り組んでまいります。

また、ビッグデータ活用システムについては、庁内での説明会などを通じ、活用を広げていきたいと考えております。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時05分

再開 午後2時29分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党に移します。

○中鉢委員

◎防災用品と防災意識の喚起について

災害用の備蓄品についてであります。

私は、昨年の第3回定例会の決算特別委員会にて、非常用備蓄食料の在庫についてお聞きいたしました。決算特別委員会の性質上、在庫の数などの確認で質問は終えましたが、その際の答弁では、想定避難者5,800人、1日2食分の食料備蓄をしているとの答弁でありました。

質問は10月4日でありましたが、その前の8月31日に小樽市総合防災訓練を行っております。その災害想定被害規模がどのようになっていたかをお示しいただけますでしょうか。

まず、このような災害想定にした経緯は、平成28年度に北海道が行った地震被害想定調査結果のうち、本市に一番被害が予想されるものとのことですが、この想定の場合、果たして想定避難者は5,800人で済むのか、見解をお伺いしたいと思います。

○(総務) 災害対策室北出主幹

今年度の本市総合防災訓練の被害想定規模につきましては、本市域への影響が最も大きい北海道留萌沖でマグニチュード7.8、市内で最大震度6強が発生した場合の人的被害、建物被害、ライフラインの被害などを想定して訓練を進行しておりました。

また、想定避難者が5,800人で済むのかにつきましては、現時点のこの数値は、地震による被害として、国の中央防災会議の被害想定手法により北海道が算定し公表した概数であり、津波による被害が含まれておりません。

したがって、現在、北海道は、巨大地震と津波が発生した場合の被害想定を作成を急いでいると聞いておりますので、今後は、引き続き、北海道における津波を含めた被害想定公表に注視する必要があるものと考えております。

○中鉢委員

5,800人より増えないことを願うばかりでございますが、その非常用備蓄食料の保管は、恐らく1か所ではなくて数か所に保管していると思います。

その保管場所と、災害用の備品も含めてしまうと答弁が長くなってしまうと思いますので、災害用の食料のおお

よその数量と管理体制についてお示してください。

○(総務)災害対策室北出主幹

非常用備蓄食料の保管場所につきましては、小・中学校などの市の指定避難所に食料を保管しております。

おおよその数量につきましては、アルファ化米やクラッカー、パンなどの食料を合わせて約2万3,000食、約2日分を備蓄しているところであります。

管理体制につきましては、平時は各指定避難所の施設管理者に備蓄品の保管をお願いしておりますが、毎年度ごとに賞味期限が近づく備蓄品は、市で新しいものを購入し、職員が入替え作業を行って管理しております。

○中鉢委員

先述いたしました決算特別委員会では、3日目からの流通備蓄、つまりは、新たに調達することは可能であるので2日分であるという答弁でございました。その論拠と、決められた具体的なフローのようなものがあれば、お示しいただきたいと思います。

○(総務)災害対策室北出主幹

2日分の論拠の食料の備蓄量につきましては、北海道は自治体において3日分の備蓄量が望ましいとしており、2日分で問題ないとの根拠はありませんが、本市の基本的な考え方といたしましては、各施設の保管スペースに限りがあること、また、食料を取扱うイオン北海道などとの民間事業者と協定締結していることから、現時点では、市で2日分の備蓄をし、3日目以降は協定事業者などからの円滑な食料供給を期待しているところであります。

○中鉢委員

昨年は、地震を想定した防災訓練でございました。一昨年は大雨で24時間の降雨が395ミリメートル、3年前は昨年と同様、同規模の地震を想定したものでした。市としてそのような規模の災害を想定していながら、3日分が望ましいところ2日分しかないであるとか、また、東西に長い市の中で分散していると、局所的に被害が大きかったりすると、備蓄品や食料も足りなくなるなど、一部整合性が取れない部分があるのかと思うところであります。

今後、非常用備蓄食料の更新計画の見直しのお考えをお持ちなのか、お尋ねいたします。

○(総務)災害対策室北出主幹

非常用食料の備蓄計画につきましては、今後の本市の人口減少化を考慮した備蓄数や、施設内の備蓄品の保管場所、賞味期限を加味したフードロスの回避の問題を踏まえて総合的に勘案しなければならず、なかなか正解を導き出すことが難しいものと認識しておりますが、少なくとも今後、北海道が新たに公表する予定である被害想定を考慮した上で、備蓄計画の見直しの可否を検討していきたいと考えております。

○中鉢委員

そうは言いつつも、これだけ備蓄食料を確保すれば安心だということはないと思いますし、いろいろな状況を勘案した上で最適解を求めているのだと思います。

私の質問の趣旨は、備蓄食料をやみくもに増やせというものではなくて、市民に防災の意識を高めてもらいたいという趣旨でございます。全てを市に求めるのではなくて、まずは自助、そして共助あつての公助であるというふうに思っています。タイミングは元日の能登半島地震を受けての質問になってしまいましたが、災害があったときに、やはり地域のつながりの重要性というのを強く感じます。

先月、私も町内会の総会に出席しましたが、町内会費の使途であるとか、加入のメリットの話にどうしてもなってくるわけですが、そのときに、町内会で非常用の食料を備蓄する、もしくは回覧板を用いて非常用食料などの防災用品の共同購入ということを促すことはできないでしょうか。

防災用品の中でも、水などは用意しやすいですし、非常用食料は、家庭の事情や年代、性別によっても用意しなければいけないものも変わると思います。専門性が高いものほど市販されていなくて、そういう専門性が高いものほど必要に迫られるという状況があるのかというふうに思います。

内閣府などでは、防災のページを見ますと、ミルクと一緒に使い捨てタイプの哺乳瓶というものもあるようでございまして、そのようなものは我々男性にとっては、なかなか思いつかない備品であると思っておりました。そのようなものまで網羅したようなリストを町内会向けに提示すれば、おのずと意識は少し高まるのかと思うところがあります。

1に、防災意識の高まり、2に、地域や町内会の連携の強化、全市的に取り組めば、備蓄の用品も安く、市民の方に購入していただけるかもしれませんし、決算特別委員会でも触れましたけれども、市内で非常用の備蓄食料を作っておられるところもあります。何より、有事の際に市の非常用食料の備蓄を一定程度、抑えられるというメリットもありますし、自助の意識を芽生えさせ喚起させるというようなことから、市が助成などをできればもちろんいいのですが、お金の部分は抜きにして、スキームとしてそのような観点から町内会を介した非常用食料、防災用品の販売はできないでしょうか、見解をお伺いいたします。

○(総務) 災害対策室安藤主幹

市民の防災意識の高揚の観点から、町内会を通じての非常用食料などの販売を行うことについてですが、市から便利な災害備蓄品の事例を紹介するなどの啓発活動は、今後、可能性あるものというふうに認識しておりますが、町内会の販売活動に関わることは、公平性の観点から現時点では難しいのではないかというふうに考えております。

ただ、委員から御提案いただきました防災意識の高揚や地域、町内会との連携の強化の視点につきましては、大変重要であるというふうに認識しておりますので、本市といたしましても、自主防災組織活動カバー率向上のため、皆さんから御意見をいただきながら、組織に対する支援策を検討しているところでありまして、自助や公助の意識を高めるための効果的な取組を進めていく必要があるというふうに考えております。

○中鉢委員

公平性の問題がネックになるという部分の御回答です。

災害対策室も自主防災組織の結成の必要性を説いておりまして、その単位は、町内会の班が組織の最小単位として挙げられていて、その上に単一町会があって、連合町会という形になっております。ソフトは重要ですが、非常時に必要なグッズやツールを持っているとなると、またそれを配分するシステムがあれば、おのずと再開時にコミュニティーは生まれるのかというふうに考えます。物でつるようにも見えますが、スタートはどうであれ、市民一人一人の防災意識のレベルアップの実現に向けて努力をしていただきたいと思います。

◎防災無線について

次に、防災無線について質問させていただきます。

元日の能登半島地震の際に津波注意報が出されました。私も銭函の海から5メートルのところに住んでおりましたが、気になるところでしたが、室内では防災無線は聞こえませんでした。確認しますと、私の住むところから150メートルの距離のところに屋外拡声子局と呼ばれる防災無線のスピーカーがあることは分かったのですが、このことについては、同じ町内の方も聞こえなかったという話を私に受けた経緯もございます。

津波の注意報や避難を促す内容が災害時は流れるかというふうに思いますが、まず想定として、室内はテレビやラジオ、パソコンやスマートフォンがあるので、その情報は得られるツールがあるので、あくまで屋外の人向けのものであるのかという認識と、その出力の決まりが何か法的なものであるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○(総務) 災害対策室安藤主幹

屋外スピーカー等の音声出力の決まりにつきましては、小樽市公害防止条例に基づく小樽市公害防止条例施行規則第21条の適用除外の規定に、「(1) 国、地方公共団体又は地方行政機関が、行政上の目的で行う放送」及び「(2) 災害時における広報の目的で行う放送」は適用除外とされておりますので、防災行政無線の屋外拡声子局については、出力の規制はないというふうに考えております。

また、屋内にいらっしゃる方は、テレビ、ラジオ、パソコン、スマートフォンなどにより、各種の災害情報を収

集することができますので、屋外拡声子局は、主として屋外で各種の情報収集機を持たない市民等に対し、地震や津波の発生等の災害関連情報を速達するための設備であるというふうに考えております。

○中鉢委員

確かに、スピーカーからの音声は聞こえなかったのですが、消防車がそのとき回っていたような音声は聞こえましたので、その辺りで補完していただいているのかというふうには認識しております。

◎災害時の張碓峠の通行について

続きまして、災害時の張碓峠の通行について質問いたします。

災害時に張碓峠が通行できなかった場合に想定される問題点はどのような点があるのか、想定する問題点をお尋ねいたします。

○（総務）災害対策室安藤主幹

災害時に張碓峠が通行できない場合に想定される問題点につきましては、仮に一般国道5号、札幌自動車道、JR函館本線の全ての通行機能が停止した場合の影響として、まず張碓峠から札幌市側に居住する市職員の登庁が困難となり、災害対応業務に当たる職員数の不足、北海道や他自治体からのリエゾン、これは連絡員です。応援職員、部隊の市内への派遣、到着の遅延が考えられます。

次に、主として同地区から想定している支援物資等の供給の遅延が考えられますので、これら二つの影響により、特に発生直後の本市の災害対応力はかなり低下するものと考えられ、迅速な災害対応は困難になるということが懸念されるところであります。

○中鉢委員

私も日々通行していきまして、何年かに一度、大雪の際に国道5号も札幌道も両方とも通行止めになるという経験を何度かしておりまして、そういうときに、もはや災害だというふうに思うわけでございます。

地震などの災害時、仮に札幌道、また国道5号の張碓トンネルの上り下りの片方だけでも通行できたとしても、大きい地震の際は、安全性の問題で通行止めにするということは十分考え得ることかというふうに思います。その際に、本州の峠ですと、通常時は通行しなくても非常時に通行できるような旧道があったりするものなのですが、北海道では旧道というのは極めて少なく、張碓峠も旧道というのはございません。

そうすると完全に小樽市街と張碓・銭函地区が寸断されてしまうかという私はそうではないと思っていて、小樽市内の新幹線のトンネル残土の要対策土の受入地、これは住所で言うと新光町ですが、1か所の残土の受入地に二つの工区があり、片方は張碓トンネルの銭函側の入り口、もう片方は張碓トンネルの朝里側の入り口、2か所から1か所に搬入をしています。つまりはつながっているということなのです。もちろん急峻でもあり、周り道にもなりますが、土砂を積んだ大型ダンプが通行できるのであれば、緊急車両であるとか、4トントラック前後の車両も走れるではないかというふうに思います。

予算特別委員会の建設常任委員会所管でも確認はしたいと思っておりますが、この場合は碎石事業者になると思うのですが、災害時にそのようなところを通行させてくださいという通行許可を平時からお願いしておいたほうが有事の際にいいのかというふうに思いますが、既にそのような取組をされているのか、取組をしようという考えがあるのか、お尋ねいたします。

○（総務）災害対策室長

ただいまの委員の御質問、御提言につきましてですけれども、現時点におきましては、市の災害対策室として、この要対策土の受入地の通行区間に対しての協議を行う状況にはなっておりません。

仮に、国道5号が通行できないような災害が発生した場合におきましては、広域的かつ大規模な被害が予想され、このルートが通れば、もちろん望ましいのですけれども、通れるとは限りませんので、まずはこのような場合に備えて、市と国や北海道、自衛隊などの防災関係機関が連携を密にしていくことが重要であるというふうに考えて

おります。

今後におきまして、そのような事態でも対応に当たることが可能となるよう、対応についての意見交換を行うことは、大切な取組であるというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○中鉢委員

◎歳入増加への取組について

次に、歳入増加への取組について質問いたします。

財源の半分以上は、地方交付税のように一度、国を介して分配されるものも含まれますが、国からのものが占めており、財政調整基金の切崩しをしながら新たな事業を始める、また、エアコン等の設備を設置するなど、苦しい財政状況の中で、コロナ禍が一定程度落ち着いて、やっと迫市長のカラーを打ち出した予算になったのかというふうに見ております。国からの財源に頼ることなく、市として新たな財源の確保が望まれるところであります。

質問いたしますが、市として独自の財源確保に向けて、どのような歳入に将来性を感じているのか、注力すべきと考えているのか、お尋ねいたします。

○(財政)佐藤主幹

本市の自主財源におきましては、ふるさと納税や企業版ふるさと納税、宿泊税の導入、ネーミングライツなどの推進強化に取り組んでいくことで、今以上に財源を確保していくために有用なものであるというふうに考えております。特に、ふるさと納税につきましては、増収により大きな効果を生む可能性がありますので、重点的に取り組むべきものというふうに考えております。

○中鉢委員

ふるさと納税の伸びを市はどのように分析されているのでしょうか、お尋ねいたします。

○(財政)佐藤主幹

本市のふるさと納税の寄附額につきましては、令和2年度では4億円台でしたが、その後、3年度は6億円台、4年度は8億円台と堅調に増額で推移してきておりました。5年度につきましては、ふるさと納税関連の経費算定基準の改定による影響などがありまして伸び悩んでおりますけれども、取組を強化することで、今後も増収が期待できると考えておりますので、寄附サイトの拡充ですとか、寄附者のニーズを捉えた返礼品の拡充に努めることなどにより増額を図っていきたいと考えております。

○中鉢委員

企業版ふるさと納税の税額控除の期限は来年度までとされております。企業版ふるさと納税の認知度が高まり、特別措置が来年までとなれば、全国で相当数の企業版ふるさと納税が行われるというふうに思います。企業版ふるさと納税の今年度までの単年度ごとの納税額と企業者数をお聞かせください。

○(財政)佐藤主幹

企業版ふるさと納税の税額控除が拡充された令和2年度以降についてお答えいたします。

令和2年度が1件300万円、3年度が1件2,000万円、4年度が5件410万円、今年度の令和5年度が2月末現在で2件3,100万円となっております。

○中鉢委員

それでは、納税企業の特徴や傾向などがあればお聞かせください。

○(総務)企画政策室松尾主幹

これまで本市に寄附をいただいた企業の特徴につきましては、本市に事業所を有している企業や、本市と包括連携協定を締結している企業からの寄附が多くを占めております。

○中鉢委員

企業版ふるさと納税ですと、性質上、企業より事前の問合せがあるケースもあるのかというふうに思うのですが、

来年度の見通しなどあればお聞かせください。

○(総務)企画政策室松尾主幹

企業からの寄附の問合せと来年度の見通しにつきましては、現在、企業名と寄附金額を非公表とする来年度に向けた問合せが1件あります。

○中鉢委員

それでは、ふだんの取組についてお聞かせいただけますでしょうか。

○(総務)企画政策室松尾主幹

企業版ふるさと納税の寄附を増やす取組状況につきましては、本市のホームページで周知を行うほか、昨年6月1日から、株式会社JTBが運営する企業版ふるさと納税ポータルサイトに、本市の子育て支援に関するプロジェクトを掲載し、広く募集を開始いたしました。

また、同社が展開する事業を指定した寄附先を探している企業と自治体をマッチングする仕組みについて活用しているところでございます。

○中鉢委員

大阪府泉佐野市は、以前、ふるさと納税の返礼品や返礼率でニュースになった自治体ですが、2月27日の読売新聞の記事によりますと、地元産の野菜などを全国の子ども食堂に提供する事業では1,000万円の全事業費を企業版だけで賄うことができた。そこで市は今年度、担当者が企業に電話したり訪問したりして営業活動を強化。寄附総額は既に昨年の3倍以上となる約8,600万円に上る見込みとなり、寄附企業も昨年度の36社を上回る60社までに増えた。主催団体が撤退し、今年度の開催が危ぶまれていたKIX泉州国際マラソンでも職員らがネットで見つけた企業に電話攻勢をかけるなどして、化粧品メーカー、コスモビューティーから、子ども食堂の支援と合わせて合計2,000万円の寄附を集めたとありました。

積極的な活動が成功している事例ですが、本市ですと、可能性がある企業、例えば、小樽市にゆかりのある企業であるとか、小樽市出身の方が経営されている企業などに対してのアプローチはされておりますでしょうか。

○(総務)企画政策室松尾主幹

委員が事例として示されました泉佐野市のように、本市の企業版ふるさと納税の担当職員が直接企業に対し、寄附勧奨は行っておりません。先ほど答弁いたしました企業版ふるさと納税のマッチングサービスを活用し、本市の事業に対する寄附勧奨を行っております。

○中鉢委員

このようなものというのは目標設定して、それに向けて努力するというのが民間の手法ではありますが、目標額などは設定しているのでしょうか。目標額があればお聞かせいただきたいと思います。

○(財政)佐藤主幹

企業版ふるさと納税の目標につきましては、昨年12月に策定しました小樽市中長期財政収支計画において設定しておりまして、年5,000万円の目標値を掲げて取り組むこととしております。

○中鉢委員

次に、その他の寄附についてです。

こちら、昨年の第4回定例会予算特別委員会にて、寄附に注力すべきという趣旨で質問させていただきました。今年元日に、日本財団遺贈寄付サポートセンターのCMを見て少し私はびっくりしたのですが、俳優の中尾彬さんがCM内で、たくさんの人に支えてもらった人生でした。だから、感謝の意味を込めて人生最後に社会貢献がしたいなって、「それで遺贈寄附をしようと思ったのです。日本財団では遺贈先をいろいろと選べるのですね」という言葉に、日本財団の遺贈プランナーという人が、主に沿った寄附先の御提案から遺贈のお手続までお手伝いしてしますと返し、「うちは子供がいなくてすけれども、子供たちの笑顔のために使いたいですね」と中尾彬さんが話

して、遺贈寄付サポートセンターの電話番号が出て、不動産による遺贈寄附も御相談くださいという形で終わりました。

ここに出てくる遺贈とは、生前に作成した遺言書など、一定の条件を満たした方法により、ゆかりのある自治体や団体にお亡くなりになった後、遺産の一部または全てを寄附することをいいます。また、日本財団は、国際支援子供支援、障害者支援、能登半島地震を含めた災害復興支援などもされています。また、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟は、国際支援を主にしておりますが、積極的な寄附を訴えております。

実際、私の母の通帳をたまたま見ましたらば、日本ユネスコへ3,000円の引き落としがありまして、1日100円のマンスリーサポートというのを始めていたのですが、この寄附という行為の目的は、社会貢献であったり、幸福度の向上なのだと思います。財産を頂くというとかか負い目を感じることはなく、遺贈であれば人生最後のお手伝いをするという個人の生きたあかしを後世に残すというような考えが正しいのではないかと思います。

調べますと、実は、さきに紹介しました日本財団や日本ユネスコなどのほかに、日本赤十字社では寄附の方法が多岐にわたっており、クレジットカード、カードのポイント、コンビニの端末でスマホアプリなどでの寄附が可能となっております。財団法人に加えて自治体では、札幌市が遺贈専用のページをつくっております。遺贈に限らない寄附のページがありまして、その過去3年間の寄附額も掲載されており、令和2年度10億4,000万円、令和3年度14億5,000万円、令和4年度17億4,000万円と伸びを見せており、寄附や遺贈のニーズは間違いなく増しております。ほか本州でも盛んであるようでして、愛媛県松山市では、遺贈などの問合せが多く、要望にお応えするための相談窓口を設置していますとあり、A4両面の「遺贈・相続による寄附であなたの“意志”を“まちづくりに”」なる案内も作成しています。このような案内を作っている自治体はほかにも多くあります。

財政状況が厳しい、終活への取組が進んでいる、また、遺贈などを含めた寄附が増えている、公益法人に加えて、今、小樽商科大学や藤女子大学でも行っております。そして、ほかの自治体も始めている。何もそれらと競えということではございませんが、このようなところに活路を見いださなければならない財政状況にあると思います。

札幌市を除く周辺自治体に先んじて、遺贈寄附に力を入れるべきというふうに考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○（財政）契約管財課長

遺贈寄附に力を入れるべきという御質問でございますが、本件の詳細について把握しておりませんことから、はっきりとお答えすることはできませんが、歳入増加への取組は必要であるものと認識してございますので、先行事例について情報収集してまいりたいと考えてございます。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

共産党に移します。

○松井委員

◎会計年度任用職員の給与改定について

初めに、会計年度任用職員の給与改定について質問いたします。

昨年12月、私の代表質問で、人事院勧告に伴う地方公務員の給与引上げに伴い、正職員の給与が改定された場合、会計年度任用職員の給与について遡及の実施時期を含め、正職員の取扱いに準じることとなっているがどのように考えていますかと質問しました。それに何と答弁されていますでしょうか。

○(総務)職員課長

昨年12月の代表質問の答弁の概要ということでお伝えいたしますけれども、会計年度任用職員の給料の改定については、実施時期を含め正規職員の取扱いに準じることを基本とすることとされているが、遡及改定に当たっては、給与システムが対応していないなど幾つかの課題があることから、改定時期について庁内での協議を進めているところという旨の答弁をしております。

○松井委員

協議の結果は、いつからの改定となりましたでしょうか。

○(総務)職員課長

庁内で議論した結果、令和6年4月からということで、今回、関連の条例案を提案させていただいております。

○松井委員

では、正職員の給料はいつからの改定でしょうか。

○(総務)職員課長

正規職員と再任用職員の分も含めてですけれども、令和5年4月に遡っての改定で、昨年12月の議会で条例案を可決いただいたところでございます。

○松井委員

正職員は4月に遡ってということです。では、ここで1年の差があるというのは、どういう理由でしょうか。

○(総務)職員課長

正規職員と会計年度任用職員の改定時期に差が出ている理由ということですが、この改定は、差額を含めまして給与の計算ということで、本市で使用しております給与計算システムがございまして、会計年度任用職員の給与の遡及改定に対応できていないということが大きな理由でございます。

その内情ということでお話しさせていただきますと、令和2年度から会計年度任用職員の制度が始まりましたけれども、その開始時におきまして、国から示されていたマニュアル等において、会計年度任用職員の給与については、正職員の取扱いに準じて改定することが基本だが、各団体の実情に応じて適切に判断をいただきたいとなっておりました。その中で、改定実施時期も含めてという言及がその時点ではございませんでした。

それがありましたので、本市も含めまして全国で7割程度の自治体が遡及をせず、翌年度からの改定等の取扱いをしておりまして、本市が使用している給与システムにつきましても遡及改定ということを想定しておりませんでした。昨年5月に国から通知が来て、その中で初めて、改定実施時期も含めてということが示されたものでございまして、給与システムも遡及改定に対応していただくように改修をシステム事業者に進めていただいておりますけれども、まだ間に合っていないというような状況でございます。

○松井委員

システムを進めているけれども、まだ間に合っていない状況だということをお聞きしましたけれども、実際に正職員の方は上がっているのに、会計年度任用職員は1年遅れというのは、一緒に仕事をしているところでは差別的だなというふうには感じませんか。

○(総務)職員課長

国からも、改定時期も含めて正職員の取扱いに準じることを基本とするというような通知がされておりますので、本来は、正職員と同じく遡及改定するべきものというふうには私どもとしても認識しております。

ただ、今申し上げたようなシステムの問題から、改定時期については職員団体と協議をさせていただき、遡及はせず、6年度からの改定をすることで今般はやむを得ないということで合意をいただいて、こういう形になっているところでございます。

○松井委員

システムの問題ということです。

総務省からは、繰り返し通知を出しているというふうに見えています。この総務省の通知に反するものではありませんか。

○（総務）職員課長

繰り返しの内容になってしまうのですが、国からの通知ということの内容もありまして、本来は、正職員と同じく遡及改定するべきものという認識ではあります。ただ、どうしても給与システムの問題からやむを得ないものであるということで、今回こういう判断をさせていただいているところでございます。

○松井委員

国から補正予算で財政措置がされていると思うのですが、お金は来ているけれども支払いはしないということになるのでしょうか。

○（総務）職員課長

財政措置ということのお話でしたが、この令和5年の人事院勧告の関連での改定に伴う所要額とか、影響額ということで一般会計の部分で申し上げると、正規職員の分は既に遡及していますけれども、約1億2,000万円、会計年度任用職員が約5,880万円ということでございました。

これについて、国から財政措置があるという考え方としては示されておりまして、そのお金が来ていると御指摘がございましたけれども、この財政措置の内容というのが、基本的には影響額の全額、約1億8,000万円を措置されることはまず考えられないというような状況でして、実際に何割程度措置されるのか、小樽市に幾ら来るのかということの詳細をつかむことは、難しいということを御理解いただきたいというふうに思っています。

○松井委員

全額は来ることはないという御回答でした。

今回この遡及の対象になる会計年度任用職員は何人いますか。また、その方たちの給与を4月に遡って支給した場合の予算額は幾らになりますか。

○（総務）職員課長

一般会計から給与を支給する会計年度任用職員の分ということでお答えをさせていただきたいのですが、今年2月1日時点の人数で、パートタイム会計年度任用職員が439名、フルタイムの会計年度任用職員が82名で計521名ということになります。

予算額については、令和5年度当初予算ベースで試算した額ということでお答えをさせていただきますけれども、パートタイムが約4,780万円、フルタイムが約1,100万円、合計で約5,880万円ということになってございます。

○松井委員

昨年11月に、本年度の地方公務員の給与改定については、会計年度任用職員の遡及改定も含めて、地方団体の調査結果等に基づき所要額を見込んでおりますと、総務大臣は国会で答えています。先ほど全額、来るものではないというふうにもお聞きしたのですが、全国的には、4月に遡って適用するという動きが広がっています。

総務省の調査では、4月に遡及して実施する市町村は、12月時点で54%ということです。その後、沖縄県でも、最初は遡及の適用はしないと言っていた市も、一転して県内11市全市で遡及が決まっています。先ほどシステムの問題というのも出ていましたけれども、こういったところでも、最初はシステムの問題と言っていたのです。でも、やったのです。会計システムの問題もあるとは思いますが、システムの問題ではなくて、結局は、やる気の問題なのかというふうにも思います。自治体の姿勢が大きく問われるのではないかと思います。

改めてお聞きしたいのですが、本市でも遡及の適用をするべきだとは考えませんか。

○(総務)職員課長

繰り返しになってしまうのですけれども、私どもの認識としては、国からの通知もございまして、本来は正職員と同じように遡及改定するべきものという考え方はしっかり持っております。ただ、給与システムの問題などでやむを得ないというふうに考えております。

それをどうしてもやろうとするならば、実際は1人分ずつ手計算という作業をした上でということにしかならないのですけれども、その対象人数が数人や数十人ということでしたら何とかということもあるのかもしれませんが、先ほど申し上げた一般会計の人数は521名ということでした。病院局などもありますので、こちらを合わせると在職者ということで850名ぐらい。

それから、今年度中に任用期間があつて、もう既に退職された方というのもいらっしゃるしまして、そこを改定対象にするかしないかはまた別の考え方とか、それぞれの自治体で取扱いができる部分があるのですが、仮にその退職した方も含めると、人数がもしかしたら1,000名近くまでいくかもしれないというような状況であります。その人数分を要は手計算という形でやって、当然そうなるとそのチェック作業もかなり慎重にやらなければならない、相当な作業ということになります。そういうことを考えますと、やはり、手計算のような形でやるというのは現実的に困難であり、システムということにならざるを得ないだろうと考えております。

そういうような状況で、今回こういう形で遡及せず、6年度からの改定とすることで、仕方がないと、やむを得ないということで、職員団体にも協議をさせていただいて合意いただいたということであります。

道内でも、遡及改定する自治体のほうが多くなったということは把握しておりますが、翌年度からとしている自治体もまだあるという状況ではございますけれども、また令和6年の夏頃には次の人事院勧告が出てくると思うのです。それを踏まえた改定の時期までには、今度はそれは遡及して令和6年4月に遡って、何とか支給できるような形で対応したいということを今、検討させていただいているところでございますので、5年度の分の内容を踏まえた改定ということは、今回はこういう取扱いということで、何とか御理解をいただきたいというふうに考えているところでございます。

○松井委員

次のタイミングでは何とかというお話もありましたし、いろいろ手計算のことだとか、課題があるということもお聞きしました。ただ、正職員と非正規職員は、ただでさえ賃金差があるところに引上げの時期も差をつけられるというのは、働く人のモチベーションも当然、下がると思います。やはり、差別を感じるということは、受ける側としては、悲しいことだと思います。

会計年度任用職員は、女性が多いです。今日は国際女性デーですけれども、女性が著しく差別されていたときから見ると、いろいろ制度変更もされてきていますので、前進もあるとは思いますが、それでもまだ女性の賃金は低いです。特に、日本は格差が大きいです。賃金差別をなくしていくということに本市が本気に取り組んでいくことを期待します。

◎給食費無償化について

学校給食費の無償化についてです。

学校給食費保護者負担軽減事業費として9,710万円の予算がついています。事業の中身についてお聞かせいただけますか。

○(教育)学校給食センター所長

本事業の中身につきましては、経済医療費高騰分に対する補助と、4月、5月の2か月分の保護者負担分の無償化と、給食を食べていない児童・生徒の保護者に、4月、5月の2か月分の給食費相当額を助成する事業となっております。

○松井委員

4月、5月の2か月分が無償化されるということです。新入学月である4月は、家庭にとって本当に大きな負担があるので、この4月にも無償化が始まるというのは本当によかったというふうにも思います。ただ、日本共産党としては、せめて4月から7月まで4か月の給食費助成をというふうに求めてきました。

前回、交付金を活用した給食費の助成は何か月でしたでしょうか。

○(教育)学校給食センター所長

前は、令和5年9月から12月までの4か月間、無償化いたしました。

○松井委員

前は9月から12月までの4か月ということで、保護者からは本当に助かりましたという声を聞いています。

今回は2か月です。私も4か月もしくは6か月もあり得るかというふうに期待もしていたのですが、残念でした。

今回の予算には、物価高騰分の補助が含まれていますけれども、その予算は幾らになりますか。

○(教育)学校給食センター所長

給食費は、令和4年4月に改定しておりますが、改定以降、物価高騰が続いており、この間、保護者負担額を据え置くため、令和4年度には1,494万円、令和5年度には2,734万円を補助しております。

今回、令和6年度では、さらなる物価上昇分を見込みまして5,774万円を予算計上し、保護者負担額を令和4年度から据え置くものでございます。

○松井委員

今回5,774万円が計上されたということです。

報道によりますと、今年もまた、6月までの予定を含めた値上がりが見込まれています。その数が5,911品目というふうにも言われています。

この予算額で足りそうですか。給食のメニューを減らさざるを得ないというようなことは起こらないでしょうか。

○(教育)学校給食センター所長

ただいま述べたとおり、さらなる物価上昇を見込んでおりますので、現状ではメニューを減らすなどの対応は起こらないものと考えております。

○松井委員

中身が減らされないということで、安心しました。

今回の事業では、残り10か月を無償にするには、幾ら必要になりますか。

○(教育)学校給食センター所長

今回の事業では、物価上昇分を補助し、保護者負担分を据え置きますので、据え置いた給食費2か月分の無償化で3,880万円になりますことから、10か月分の無償化と仮定すると1億9,400万円になると考えております。

○松井委員

教育部としては、今回は何か月分の予算要求をしたのでしょうか。

○(教育)学校給食センター所長

今回の事業では、保護者負担の軽減を図るため原材料費高騰分補助と、保護者負担分、一部無償化と給食を食べていない子供の保護者への給食費相当額の一部助成という三つの事業トータルで、事業費や財源の協議をさせていただき、予算要求したものでございます。

○松井委員

トータルでの予算計上ということです。

今回、物価高騰分の補助ということがかなり盛り込まれていますので、家庭としては本当に助かります。ただ、同時に、それだけ家庭としても隠れ教育費とか、いろいろ教育にかかる費用がありますので、この物価高騰の影響

を大きく受けているところではあります。

基本的には、国が給食費の通年無償をやるべきだとは思うのですが、国に要望はしつつも、子育て世代への支援策として、市としても優先的に位置づけるべきだとは思いますが、それで、せめて残り10か月を半額にするくらいは検討してはいかがでしょうか。

○（教育）学校給食センター所長

今回の学校給食費保護者負担軽減事業につきましては、トータルで9,710万円の事業費であり、これらに加えて、10か月分を半額にするためには、さらなる多額の財源が必要となりますので、現状では難しいものと考えております。

○松井委員

このことは、また引き続き求めていきたいと思います。

◎就学援助について

次に、就学援助についてです。

学校教育法第19条において、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならないとされています。

小樽市の就学援助の項目についてお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室南主幹

小樽市の項目としましては、通学用品費を含む学用品費、校外活動費、入学準備金、学校給食費、体育実技用具費、通学費、修学旅行費、医療費、PTA会費となっております。

○松井委員

それでは、文部科学省で、補助対象品目としているのはどんなものがありますか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

対象とされておりますのは、通学用品費を含む学用品費、校外活動費、入学準備金、学校給食費、体育実技用具費、通学費、修学旅行費、医療費、PTA会費、クラブ活動費、生徒会費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費となっております。

○松井委員

今挙げられた品目の中で、本市が対象品目にしていないものはありますか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

本市で対象となっていないのは、クラブ活動費、生徒会費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費、この四つであります。

○松井委員

今挙げられた4品目をもし支援をしたら、どのくらいの予算が必要になるのでしょうか。小・中学校別に費目をお聞かせいただけますか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

国から示されている基準額を基に4品目を算出いたしますと、小学校のクラブ活動費が214万8,000円、生徒会費が361万8,000円、卒業アルバム代等163万9,000円、オンライン学習通信費876万4,000円。中学校のクラブ活動費が1,432万2,000円、生徒会費が263万7,000円。卒業アルバム代等133万8,000円、オンライン学習通信費623万円、合計4,069万6,000円と試算されます。

○松井委員

今言われた中で一番額の少ない卒業アルバムを購入すると1冊幾らになるのでしょうか。

○(教育)学校教育支援室南主幹

国から示されている基準額を示しますが、小学校では1冊1万1,000円、中学校では1冊8,000円となっております。

○松井委員

小学校1万1,000円、中学校8,000円で少し開きがあります。

小学校1万1,000円は、家庭によっては結構な高額だと思います。私も卒業アルバムを注文しなかったという声も聞くことがあります。一生の思い出になる卒業アルバムさえ経済的な理由で我慢させる、そんな家庭があるとは思いませんか。

○(教育)学校教育支援室南主幹

卒業アルバムの購入につきましては、様々な理由で実際に購入しない御家庭もあると思います。

○松井委員

様々な理由はあると思います。やはり、経済的な理由で我慢させるという家庭も実際あると思います。給食費のところでも、物価高騰で子供の教育に関わるお金も家庭にとってとても重たい負担になっています。特に、経済的困難を抱えている御家庭は、本当に大変だと思うのです。

就学援助の対象品目を拡大する必要があると考えますけれども、教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか。

○(教育)学校教育支援室南主幹

就学援助費の対象品目の拡大につきましては、保護者の負担軽減につながるものと考えておりますけれども、限られた財政の中でどの事業を優先すべきか、引き続き、市長部局と協議してまいりたいと考えております。

○松井委員

引き続き、こちらも問題意識を持っていきたいと思っています。

◎校務支援システムについて

次に、校務支援システムについてです。

校務支援システム開発経費が小学校、中学校合わせて約1,300万円計上されていますけれども、この事業内容をお聞かせください。

○(教育)教育総務課長

令和5年8月からでございますけれども、市内全小・中学校で、北海道共同利用型校務支援システムを使用しておりますが、これを使用するための経費となっております。

このシステムでございますけれども、児童・生徒の出席の管理や通知表の作成など学校で行う業務をシステム上で行うことができるものとなっております。

さらに、令和6年度に、校務支援システムと保護者連絡ツールを連動させて、実際はアプリで操作をすることになりますけれども、保護者が入力した欠席連絡を校務支援システムに自動的に反映できるようなシステムも備えているものとなっております。

○松井委員

自動的に連動させるアプリということです。

現在、各種お知らせメールという安心メールが使われています。学校によっては、欠席についてグーグルフォームが利用されています。これが統一されるということになるのでしょうか。

○(教育)教育総務課長

令和6年度から、先ほど申し上げた校務支援システムと連動することができる保護者連絡ツールを全校での運用を考えています。現在、可能な範囲から準備を進めているところでございますので、統一されると考えております。

○松井委員

それでは、11月に総合教育会議がありましたけれども、そこで出されていましたが、職員室に校務支援システムと連動した大型モニター設置についてはどうなっていますか。

○（教育）教育総務課長

市内全29校にモニターを設置するためには、多額の予算が必要になります。また、現在、数校、既に試験的に導入している学校がございますので、その学校での効果をさらに検証した上で、引き続き設置に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

○松井委員

◎議案第23号特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案について

次に、議案第23号小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改定する条例案についてです。

4月分から減額率を下げるということですが、市の財政状況が改善してよくなったからということなのでしょうか。

○（総務）職員課長

独自削減率を下げたいという理由でございますけれども、一般会計決算の実質単年度収支が、令和3年度決算、令和4年度決算と2年を続けて黒字となりまして、すごくよくなったということはもちろんありませんけれども、一定程度、財政状況の改善が見られているということを踏まえまして、この特別職の給与の財政健全化を目的とした独自削減というのは20年以上にわたって行ってきたおりましたけれども、この財政健全化の目的で行う部分の特別職の給料の独自削減分という部分を引き下げるという形で提案させていただいております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

みらいに移します。

○平戸委員

◎ネーミングライツについて

一般質問でも取り上げましたネーミングライツについて質問をしていきたいと思います。

一般質問の中では、自主財源の確保策として、ネーミングライツをなるべく早期に導入をするために、課題の抽出状況や全体ルールの策定に向けた検討状況についてお聞きしました。対象施設の範囲や使用する愛称に制限を設けるかなどの課題があるとの答弁でした。

まず、ルールについて、そもそもにはなりますが、ルールを設ける理由とルールを定めないままネーミングライツを募集する際に起こり得る問題はこういったことが想定されるのか、お聞かせください。

○（財政）佐藤主幹

ネーミングライツに関する、市のルールがない場合は、参入される事業者や愛称設定の制限がないため、市有施設になじまないものですか、市民にとって分かりづらい愛称になるという懸念がございますので、一定程度のルールづくりは必要かというふうに考えております。

○平戸委員

ルールをつくる必要性については、ひとまず理解いたしました。

また、答弁にもあったように、ガイドラインの作成に向けた整理を行っているとのことですが、その整理を行っ

ているのは、全庁的に行っているのか、それとも財政部のみで整理が行われている状況なのか、お聞かせください。

○（財政）佐藤主幹

ガイドラインにつきましては、現在作成に向けて財政部内で整理しているところであります。

○平戸委員

今後、ガイドラインの作成をするとのことで、他都市のネーミングライツのガイドラインや実施要綱について検索してみると、たくさんの自治体で既に定められていることが分かります。この中身をいろいろな自治体で、どういった違いがあるのかという観点で見ってみました。

まず、対象施設の選定については、ガイドライン作成時の課題という認識を持たれているようですが、他の自治体においては、対象施設についてはほぼ全ての市有施設とするが、市長が適当でないと判断したものは除くというような文言になっている自治体が多くありました。すなわち、対象の施設をガイドラインで定めるのではなく、各担当部局に対象施設の選定を任せるとのことだと思います。実際にネーミングライツの募集をしたり、そもそもネーミングライツの導入に適しているのか見定めるのも、各担当部局が判断すべき事項なのではないかと考えます。

本市も対象施設の選定については、各担当部局に任せ、ガイドラインでは施設ごとのネーミングライツ導入の可否を決めるべきではないと考えますが、いかがでしょうか。

○（財政）佐藤主幹

委員のおっしゃる形もあり得るとは考えておりますけれども、ガイドラインにつきましては、今後、庁内の行財政改革推進本部会議にて協議していくこととなりますので、その中で、今回の議会議論も踏まえながら検討を進めていきたいというふうに考えております。

○平戸委員

次に、答弁では、使用する愛称に制限を設けるかという課題もあるとのことでしたが、愛称に制限を設けていない自治体は、私が探した範囲ではありませんでした。かつ、愛称の制限に関しては、公共施設の名称としてふさわしいことに加えて、法令や公序良俗に反しないもの、政治・宗教関連でないことなど、おおむねひな形が決まっているようにも感じました。

使用する愛称に制限を設けることは必須であり、設ける制限についても、ある程度目安というか、例が定まっていると思いますが、この点はいかがでしょう。

○（財政）佐藤主幹

我々も、他都市の事例を参考に進めておりまして、ある程度のイメージを持っているところではありますけれども、例えば本市では、歴史的建造物であればどうするかですとか、小樽市の地名を入れることを条件とするかといったことなど、本市として検討すべきところもあるというふうに考えております。

○平戸委員

本市ならではの規定というものが必要である可能性があるということです。

それにプラスして、自治体によって逆に違いが明確であったのが、広告物の規制などの条例との兼ね合いに関してもでした。

本市では、小樽市屋外広告物条例や小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例などが関係してきそうですが、関連する条例のリストアップはこれまで行っているのか、行っていれば関係する条例についてお示しください。

○（財政）佐藤主幹

現時点では、対象施設の範囲等につきまして検討している段階でありますので、関係する条例につきましては、まだリストアップしておりません。

○平戸委員

今後のスケジュールに関することについても伺っておきたいと思っております。

今後ガイドラインを作成するに当たっては、先ほど行財政改革推進本部会議ということもありましたが、どういったステップがあるのかについて改めてお聞かせください。

○（財政）佐藤主幹

ガイドラインにつきましては、やはり全庁的に関わるものとなりますので、財政部で案を作成した後に、先ほど申し上げました行財政改革推進本部会議で図りながら、庁内の合意形成をしていくというような手順になろうかというふうに考えております。

○平戸委員

早期の実施に向けては、ガイドライン作成と同時並行で各担当部局が動いていく必要があると思いますが、実際に各担当部局は、これからこういったことをしていく必要があるとお考えでしょうか。

○（財政）佐藤主幹

現時点では、業務フローなどは固まっておりますが、実際にネーミングライツを導入していくという際には、まずは類似施設の先行事例等を把握しながら募集要領を作成して、その後、実際の募集事務に入っていくという流れになるというふうに想定しております。

○平戸委員

早期導入に向けて、関係部署についても働きかけを行っていただきたいと思います。

◎クラウドファンディングについて

次に、クラウドファンディングです。

答弁においては、クラウドファンディングの今後の活用は、財源確保として有用な取組の一つで積極的に活用を図っていききたいと前向きなお答えをいただきました。

昨年策定された小樽市中長期財政収支計画にはクラウドファンディングについての記載はなかったと思いますが、検討した結果、文言として入らなかったのか、検討にもそもそも上がっていなかったのかについてお聞かせください。

○（財政）佐藤主幹

クラウドファンディングにつきましては、中長期財政収支計画の策定時におきまして検討はしておりますけれども、具体的な想定事業がなかったため、計画としては掲載していなかったというところであります。

○平戸委員

今後、より積極的な活用をしていくに当たって、職員の業務量の増加が一番の懸念事項かと私は思っていますが、そのほかに課題はどういったことがあるのか、お聞かせください。

○（財政）佐藤主幹

本市の実例がまだ少ないものですから、ノウハウの蓄積がまだ十分ではないというふうに考えておりますので、手探りで進める部分もあるかというところから、業務量の増ですとか、あるいは効果的な周知といったところに課題があるというふうに考えております。

○平戸委員

これまで本市で行った3件のクラウドファンディング、故石原裕次郎氏の愛車を小樽市総合博物館に展示する事業、アイアンホース号修理事業、旧北海製罐第3倉庫活用事業を達成した理由として、話題性と市外からの多くの共感が得られたことと考えているとのことでした。

ここで話題性と共感というキーワードが出ましたが、これから積極的にクラウドファンディングを活用していくに当たって、話題性と共感というキーワードで考えると、どういった事業がこのクラウドファンディングに適していると思われますでしょうか。

○(財政)佐藤主幹

クラウドファンディングは、例えば、多くの方が利用する施設、あるいは本市特有の施設などにおけます建物や大きな備品類を改修するなど形に残るようなものですとか、あるいは市民性があるような取組といったものが、市民をはじめ市外の方々からも話題性を生んで、許可していただきやすい事業ではないかというふうに考えております。

○平戸委員

次に、クラウドファンディングの実施に係る一括した業務委託をした場合のメリットとして、民間のノウハウを活用できるとありました。先ほども行政では、ノウハウが集まらないことと言われておりましたが、SNSの運用といった情報の広げ方を指しているのかと私は思いましたが、そのほかに民間のノウハウとは具体的にはどういったことがあるのでしょうか。

○(財政)佐藤主幹

クラウドファンディングにおけます民間のノウハウ活用の想定としましては、例えばSNSでは、インフルエンサーとのコラボレーションですとか、事業者間のネットワークといったことによって市外に広く周知できる場所が考えられるというふうに思います。

○平戸委員

◎カスタマーハラスメントについて

次に、カスタマーハラスメント、略してカスハラについて伺ってきたいと思います。

カスハラとは、顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為のことを指すそうです。顧客等と言いましたが、一般的な企業であれば顧客を選ぶという選択肢もありますが、行政の顧客等は市民を指しますので、当然、市民を選ぶことができません。また、市民の意見なのだから、行政として親身になって誠意を持って対応してほしいという気持ちについても理解はできます。カスハラを考えるに当たって、カスハラを起こさないための予防と、カスハラがあっても事態を悪化させない対応とに分かれると思います。

後者の、事態を悪化させない対応については、令和4年9月に、小樽市役所カスタマー・ハラスメント対応マニュアルというものがつくられたとのことですが、この対応マニュアルについては全ての窓口に着用されているものなのか、それとも職員に対する研修などをして普及を図ったのかについてお聞かせください。

○(総務)浅井主幹

小樽市役所カスタマー・ハラスメント対応マニュアルにつきましては、作成した際に、全課メールで全庁的に周知するとともに、特に窓口対応に特化したしましたA4、1枚もののダイジェスト版を窓口に着用させるよう、各課に依頼したところでございます。

なお、このマニュアル自体の研修は行っておりませんが、職員課で接遇・クレーム対応研修を実施するとともに、北海道公安委員会が北海道暴力追放センターを通じて実施しております不当要求防止責任者講習を特定の管理職が受講しております。

○平戸委員

この対応マニュアルに沿った対応というのは、これまで実際に行われたことがあるのか、お聞かせください。

○(総務)浅井主幹

各職場における対応の全てを把握しているわけではありませんが、例えば、警察官に臨場していただいたケースや、警察署に相談したケースにつきましては、小樽市職員倫理条例に基づき設置しておりますコンプライアンス推進会議に報告してもらうこととしておりますので、その範囲ではありますけれども、マニュアルに沿った対応を把握しております。

○平戸委員

マニュアルについては、どんな事象が起こるかについて全てを網羅するのは無理という前提があるものの、マニュアルがあることによって効果を発揮して望ましい対応ができたという認識なのか、実際の職員からこうしたほうがいいとか、何か意見などが上がってきている状況でしょうか。

○（総務）浅井主幹

マニュアルの一定程度の効果はあると認識しておりますが、このマニュアルを作成した以降、職員からは特段の意見は寄せられておりません。

○平戸委員

私も、実際に今、対応マニュアルの中身を見てみまして、いろいろな場面分けがされていたり、対応フローが書かれているのですが、実際に市民の方を前にすると、職員がどこからがカスハラを受けていると考えていいのか明確にはなっていないと感じました。ですが、どこからがカスハラであるかに関しては、もし時間で区切るにしても、話している内容で決めるにしても、明確な基準がつくりにくい、実際にはつくれないというのが現状だと思います。

一方で、市民にカスハラに該当するような言動や行動をさせないという予防の観点も必要と思いますが、これまで何か市民への働きかけというのは行っているのでしょうか。

○（総務）浅井主幹

市民向けの対応というのは、これまでやってきてはおりません。

○平戸委員

これまでではされてこなかったということで、お隣の札幌市では、どういう行為がカスタマーハラスメントに当たるのかを市民の皆様に広く知っていただくための防止啓発ポスターを作成し、令和5年7月から、市民の声を聞く課のほか、広聴係などで掲示することとしたそうです。インターネットにあるものも含めて、実際にいろいろなポスターを私も札幌市の区役所で目にしたのですが、結構、見た目にもインパクトがあって、どんなカスハラに該当するのか、それを見て、すぐ分かるような、すごくいいものだと思います。

札幌市としては、御自由にダウンロードしてお使いくださいとのことですので、本市として業務負担も少なくて効率的にカスハラについて市民に知っていただけるかと思いますが、窓口にこういったポスターを掲示してはいかがでしょうか。

○（総務）浅井主幹

カスハラに該当する人は、ごく一部の市民の方だと思いますし、例えば、もう一度、話をしたいというふうに思っている方に対する牽制という受け止め方をされるおそれも考えられますので、現時点では、市民向けのポスター掲示は考えておりませんが、今後の状況によっては、その必要性も含めて検討していきたいというふうに思っております。

○平戸委員

カスハラに該当しない人も少し萎縮してしまう可能性があるかもしれないということです。

続いて、実際の対処をしていく際のことでありますが、電話対応では、どういったことを言われたのか、どういったやり取りをしたのかについて、録音をするというのは現状でできるのでしょうか。

また、窓口対応の場合には、記録や録音等が必要があるとの記載がありますが、この記録や録音をする機器というのは実際、何を指すのでしょうか。

○（総務）浅井主幹

本市では、民間のカスタマーセンターが行っているような録音対応はしておりませんし、電話機自体に録音機能はありませんので、必要に応じて、ＩＣレコーダーを受話器に近づけて録音しているのが実情でございます。

○平戸委員

実際に電話が来てすごく長引いたときに、ＩＣレコーダーを取って受話器にやるというのは正直、結構、難しいのかという思いがあります。

続いて、カスハラしていると思われる相手にとっては、行政側の対応を相手方も記録しようとする可能性があると思います。その際に、例えば、この庁舎内で市民側の撮影を禁止するということはできるのでしょうか。

○（総務）浅井主幹

勝手に職員を撮影するという行為を発見した場合は、いわゆる肖像権の侵害に当たる行為でございますので、撮影をやめさせるよう対応することになります。

○平戸委員

たとえ禁止したとしても、きっと相手の方も、記録をきちんと残そうという目的を持って撮影しようとしているわけですから、撮影しないでくださいと注意しても、そのまま撮影を継続されてしまうことも考えられます。また、物理的に相手のスマートフォンを奪い取ることもやってはいけないですので、撮影をされないような手だてを考えたおく必要があると思います。

そして、撮影をもしされてしまった場合、次に怖いのは、ネット上での拡散だと思います。職員の顔や名前なども勝手にアップされてしまうかもしれないです。

そこで、本市の職員の名札については、現在フルネームで書いてあると思いますが、名字だけにするだとか、イニシャルにして職員の個人情報をなるべく出さないという対策も取れると思いますが、こういった名札へ変更した場合に何か問題というか、業務を遂行する上で支障となることはあるのでしょうか。

○（総務）職員課長

名札の記載の内容という辺りかと思いますが、職員の名札のことは、小樽市職員氏名票規程という決まり事で定めております。これは病院局は独自の部分があって、写真を入れたりとしている部分があるのですが、それ以外の市長部局であったり、教育委員会では、この規程の中では、ネームプレートには、部署、所属の名前と名字のみ記載することが必須と基本的にはなっておりまして、そのほかは、それぞれ所属長が必要と認めた場合にそれ以外の事項を記載できる。例えば、下の名前ですとか、顔写真を載せることができるという決まり事になっております。

実際は、写真はばらばらだと思いますけれども、フルネームで載せているのがほとんどだと思います。それは、各部署の所属長がどういうふうに必要なを考えるかというところはあると思いますが、基本的にはルール上そうなっていることもありまして、フルネーム記載をやめて名字のみの記載にしたとしても、市民対応上は大きな支障はないのではないかと考えております。

○平戸委員

例えば、名札を名字だけに作り替える際には、どのくらいの作業が必要なのか。また、それに対して費用もかかってくるのかなのか、お聞かせください。

○（総務）職員課長

作り替えるとなると、基本的に名刺の大きさのサイズですけれども、自分たちでテンプレートを使って紙を作っているという形になりますから、コストということではいいですと、紙ですとか、プリンターのインク程度かと。印刷して入れ替えるというだけの作業ということになるので、それが手間と考えるかどうかというのはありますけれども、作業なり、費用なりは、そのぐらいかというふうには考えます。

○平戸委員

名字だけの名札に変えることに関しては、特に規程上でも大きな問題なく、変える場合には、紙に印刷する手間がかかるということで、変える労力もさほど大きくはないのかと感じました。

この際に、カスハラ対策として名札を変更してはいかがかと思いますが、どうでしょうか。

○（総務）職員課長

今お話があったような名札の記載ということで、そこにフルネームが記載をされているということで何か問題になったケースというのを、私どもで直接、報告を受けたりということは把握していないのですけれども、ただ、カスハラということに関しては、昨今の社会状況ですとか、実際にいろいろなニュースなどでも、ほかの自治体でも対策としてフルネームもやめているという例は実際あるということは認識しております。

そういうことで、現在、小樽市の中であるかどうか分かりませんが、今までそこまでの問題がなかったとしても、今後、発生するということは確かにあり得るかということで、カスハラ対策ということで、一つ、フルネーム記載をやめるということは、対策としてはあり得るのかとは考えています。

実際、先ほど申し上げたように、それぞれ各部署で必要に応じてということがあるので、引き続き、フルネームが必要だと考える部署があるかもしれないので、一律にということまでできるかは分かりませんが、基本的に記載を名字のみとするということについては、今後、庁内でも検討してみたいというふうに考えてございます。

○小池委員

◎小・中学校のグラウンド整備について

私からは、小・中学校のグラウンド整備についてお聞きいたします。

私は、ちょうど1年前の本会議において、子供のスポーツ環境についてという項目で、グラウンドの質問をいたしました。質問時間が短かったため、あまり質問はできませんでしたが、そのときいただいた答弁も含めて質問をさせていただきます。

そして、この質問は、本市の子供たちにできるだけよい環境で運動、スポーツをしてもらいたいという気持ちが一番にあります。しかしながら、多くの学校のグラウンドを見ると、雑草が生い茂っていたり、地面は硬くなり、ひび割れが起きているグラウンドもあり、決して十分に整備されたグラウンドとは思いません。ただ、それはここ数年で起きたわけではなくて、私の幼少期を思い返しても、当時、一番新しい学校に在籍しておりましたが、その学校のグラウンドさえもひび割れ、水はけが悪いなど、よい状態ではなかったことを思い出します。

私も公園のグラウンドの整備をしています。雑草がすぐ生えてしまうなど、整備はかなり大変で難しいことは承知しております。本市教育委員会としても学校の耐震化やトイレの改修など、これまで学校施設の環境づくりに力を入れていただいております。さらに今年度は冷房設備工事もあり、なかなかグラウンドまで手が回らないことや費用の問題があることは理解いたしますが、残念ながら後回しになっているというものではないかとも考えます。

しかしながら、いま一度、本市の課題である人口減少、少子高齢化、教育環境、運動能力、運動習慣の改善等のためにも、グラウンドの整備環境づくりにも目を向けていただきたいと思います。教育委員会の見解をお示してください。

○（教育）施設管理課長

令和5年第1回定例会におきまして、教育長から、グラウンド整備の進め方について検討する旨を答弁させていただきました。今年度は朝里中学校のトイレ洋式化、冷房設備整備といった緊急度が高い事業を優先する必要がございました。一方で、学校グラウンドの全体計画については、手がけられてごさいませんが、今年度は緊急を要する2校のグラウンドの修繕を行ったほか、学校グラウンドの現状把握はしておりますので、計画について必要があるというふうに考えてございますので、今後、検討してまいりたいと考えてございます。

○小池委員

続けて質問いたしますが、その上で、今後、計画などを立て、全てのグラウンドがよりよい環境、また、整備されたグラウンドになることを願って質問をいたします。

まず、全小・中学校のグラウンド状況をどのように把握されているのかという質問を前回いたしました。その答弁では、毎年、学校からの整備要望を基に現地調査を実施し、整備からの経過年数や凸凹感、ぬかるみなどの把握を行っております。令和4年度では特に4校の状態が悪いと判断したところであり、補修用の土を補充するとともに社会貢献による御協力をいただき整備を行ったところであると答弁がありました。

この答弁を読み解くと、要望のあった学校のグラウンドしか把握していないのか、また、補修用の土を補充するだけなのか、社会貢献事業の申出のあった事業者のみに整備をお願いしているのかと疑問と誤解があるかもしれませんので、いま一度どのように把握されているのか、お聞かせください。

○（教育）施設管理課長

グラウンドに対する要望をいただいた学校へ春先に現地調査をするとともに、夏季休業期間に市内の全ての学校について再点検してございます。また、先ほど答弁いたしました。緊急性のある2校の修繕を今年度に行ったところでございます。

土の補充につきましては、社会貢献の申出のあった事業者の整地に合わせたときの追加、その他の学校につきましては、必要な土の補充を行ってございます。

○小池委員

2校の整備をしていただいているということです。

把握されるための調査方法についてですが、経過年数や凸凹感、ぬかるみなどの把握とのことですが、それ以外にどのような調査項目があるのか、お聞かせください。

○（教育）施設管理課長

委員からお話のありました、経過年数や凸凹感、ぬかるみのほかは、土が多いか少ないかという土の状態を判断材料としてございます。

○小池委員

では、今年度の全小・中学校のグラウンドの凸凹感、ぬかるみなどの調査において、整備が不十分とされるグラウンドはどれくらいあるのでしょうか。

○（教育）施設管理課長

令和5年度当初段階で、8校が不十分なグラウンドと把握してございます。

○小池委員

グラウンドを利用されるのは、体育授業や運動会、部活動などが考えられますが、そのほかどのような場面において使用されているのか、お聞かせください。

○（教育）施設管理課長

私どもは施設管理課として把握している部分でございますけれども、保育所、幼稚園の運動会、少年ですとか青年の方もいらっしゃいますが、野球、サッカーや陸上、町内会のイベントがあると聞いてございます。

○小池委員

小さい子から大人まで様々な方が使われているというふうに思います。

昨年、雨の影響で運動会が延期になった学校がありましたが、特に水はけが悪くて、延期が次の日、次の日と結果的に3日間延期になった学校がありましたが、その後の対応はされていますか。

○（教育）施設管理課長

今年度、緊急的に行った2校のうちの1校として修繕を行ってございます。

○小池委員

全ての学校かは分かりませんが、運動会実施のため、学校が地域の方や保護者に対し、雨で濡れたグラウンドの水はけなどのお願いを安心メールなどで流して、その保護者等が集まり協力していただいているという学校もあり

ました。子供たちのために地域の方や保護者が協力して、運動会実施のためにグラウンド整備をしていくことは、とてもよいことだと思います。

私もお手伝いさせていただいたのですが、その学校は、かなり使い古したスポンジのようなものを地面に当てて水を吸収して、その吸い取ったスポンジを絞って、バケツに水を入れるというのを何度も繰り返して地面の濡れたものを取っていました。

そのように繰り返し行っただけで、かなりの時間がかかりました。このような場合の備品といいますか、水を取るための道具、また、そもそもグラウンドが濡れないようにするための大きなブルーシートが必要かと考えますが、各学校で備わっているのか、分かればお聞かせください。

○（教育）施設管理課長

今、委員のおっしゃいました各学校に備わっているかという部分でございますが、各学校で工夫しながら整備していただいているものと考えてございます。しかしながら、急な部分ですとか、量が多いというような必要な物品につきましては、相談や要望がございましたら、お聞きしていきたいというふうに考えてございます。

○小池委員

質問が変わりますが、1年前の質問の中でも紹介いたしましたが、少年野球の方から、地面が硬く、野球用のスパイクが刺さらないことでけがをする子供がいるとお聞きいたしました。また、拠点校方式が導入され、他校から拠点校に通い、部活動ができるようになりましたが、通っている生徒や保護者から、とてもグラウンドが硬く、凸凹もあって危ないとお聞きしております。

学校の体育や運動会などと違い、専用のシューズを使用する競技性のあるスポーツは、特にその環境は大事になると考えますが、その点も含めて検討すべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

○（教育）施設管理課長

部活動拠点校としてのグラウンドの広さというのも考えなければならないと思いますけれども、部活動を考慮した検討という部分では、必要であるというふうに考えてございます。

○小池委員

とても危険なので、考えていただきたいと思います。

そして、以前、少年野球の監督をされていた方からお話を聞いたのですが、土が硬くて危ないので、掘り起こそうとしてスコップを入れたらしいのですが、すぐカンと鳴って、コンクリートなのか分からないけれども硬いものにぶつかって、掘り起こしができなくて諦めたという話をお聞きいたしました。

本来グラウンドは、何センチメートルの土の深さがないといけないのかの基準などはあるのでしょうか。また、新しく整備されたグラウンドはそもそも何センチメートルの深さがあるのか、併せてお聞かせください。

○（教育）施設管理課長

新築、メンテナンスを含め明確な基準はございませんが、最近、新築した山の手小学校の表層圧につきましては、10センチメートルでございます。

○小池委員

本来は最初に10センチメートルあるということです。

まず、グラウンド整備にかかる費用についてですが、一般的に整備されたグラウンドにするためには、どのような整備方法、また、そのためにどれくらいの費用がかかるのか、お聞かせください。

○（教育）施設管理課長

グラウンドの広さや形状によりまして一概には申し上げられませんが、一例として、土を起こして暗渠改修し、新たな土入れを行う改修といたしましては、少なくとも5,000万円から8,000万円を見込んでございます。

○小池委員

すごく多額な金額だと思います。費用も含めてですけれども、前回の質問においても整備に係る費用に関して多額になると思うので、ふるさと納税を利用することも提案させていただきましたが、答弁では、その活用を市長部局と協議してまいりたいと答弁されておりますが、その後の協議状況をお聞かせください。

○（教育）施設管理課長

ふるさと応援寄附金につきましては、予算事業に対して配分していくこととなると聞いてございます。事業の優先順位などもございまして、具体的な話までには至ってはございません。

○小池委員

予算がないからできないのだというのではなくて、できるためにどうするかが大事であり、今は企業版ふるさと納税やクラウドファンディングなど様々な手法もあると思いますので、関連する部署と連携して取り組んでいただきたいというふうに思います。

冒頭にも言いましたが、今後、計画などを立て、全てのグラウンドがよりよい環境、また、整備されたグラウンドになることを願って質問を終わります。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。